

経営規模等評価申請・総合評定値請求の手引き (経営事項審査の手引き)

この手引きは、国土交通大臣許可（北海道開発局）の建設業者を対象にしています。

国土交通省 北海道開発局 事業振興部 建設産業課
《令和6年3月 (令和7年5月補記)》

【令和7年5月 補記】

- 経営事項審査に係る「確認書類」の追加_確認書類4及び22に追記
 - ・マイナ保険証への移行に伴う確認資料の追加（P14、P35）
 - ・電子車検証への移行に伴う確認資料の追加（P36）
- 担当内線番号の更新（P23）
- ※審査基準日が令和5年6月30日までの技術職員有資格区分コード表削除（旧 P33、34）

（以下、過去の変更のポイント）

【令和6年3月 変更のポイント】

- 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況に関する補足説明追加（P18）

【令和5年7月 変更のポイント】

- 技術職員の資格区分及び加対象業種の拡大（P33、34）

【令和5年1月 変更のポイント】

- その他の審査項目（社会性等）W及び総合評定値Pの最高（低）点の改正について記載（P3）
- ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況及びCCUSの活用状況について記載（P16）
- 加対象建設機械の種類及びエコアクション21の追加について記載（P17）
- 上記改正等に伴う確認書類の追加等について記載

目次

I. 経営事項審査制度の概要について

1. 経営事項審査とは 1
 - [1] 経営事項審査とは
 - [2] 審査基準日 2
 - [3] 有効期間
2. 経営事項審査の仕組み 3
3. 総合評定値（P）の算出方法等

II. 申請方法等について

1. 申請方法 4
 - [1] 経営状況分析（Y）
 - [2] 経営規模等評価（X・Z・W）
2. 提出書類（経営規模等評価申請にあたり）・・・ 5
 - [1] 申請書等
 - [2] 添付書類
 - [3] 確認書類
3. 申請にあたっての留意事項
 - [1] 提出部数
 - [2] 綴じ方
4. 提出先 6
5. 手数料

III. 申請書等の作成方法について

1. 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 【記入例】 7、8
2. 別紙1 工事種類別完成工事高／元請け完成工事高 【記入例】 9～11
 - [1] 完成工事高及び元請け完成工事高の業種間積み上げ（加算）について
3. 別紙2 技術職員名簿 【記入例】 12～15
 - [1] 技術職員名簿に関する注意事項
4. 別紙3 その他の審査項目（社会性等） 【記入例】 16～18
 - [1] 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況について（補足）
5. 添付書類 工事経歴書の作成について 19～21

IV. その他

1. 再審査の申し立てについて 22
2. 経営事項審査結果の公表について
3. 虚偽申請の罰則規定及び行政処分について
4. 特殊な経営事項審査について
5. 経営事項審査に係る個人情報の取り扱いについて・・・23
 - [1] 申請に係る個人情報の利用目的等
 - [2] 結果に係る個人情報の利用目的等
6. 登録経営状況分析機関一覧表
7. 登録経理講習の実施機関一覧表
8. お問い合わせ先
9. 経営事項審査についてよくいただくご質問 24

V. 資料

- 建設業法による建設工事の業種区分一覧表 25～30
- 各種コード表（その1） 31
- 各種コード表（その2） 32
- 技術職員 有資格区分コード表 33、34
（審査基準日が令和5年7月1日以降の申請で使用）
- 経営事項審査に係る「確認書類」一覧表 35、36

I. 経営事項審査制度の概要について

1 経営事項審査とは

公共工事を直接請け負おうとする場合には、必ず受けなければならないとされている審査です。

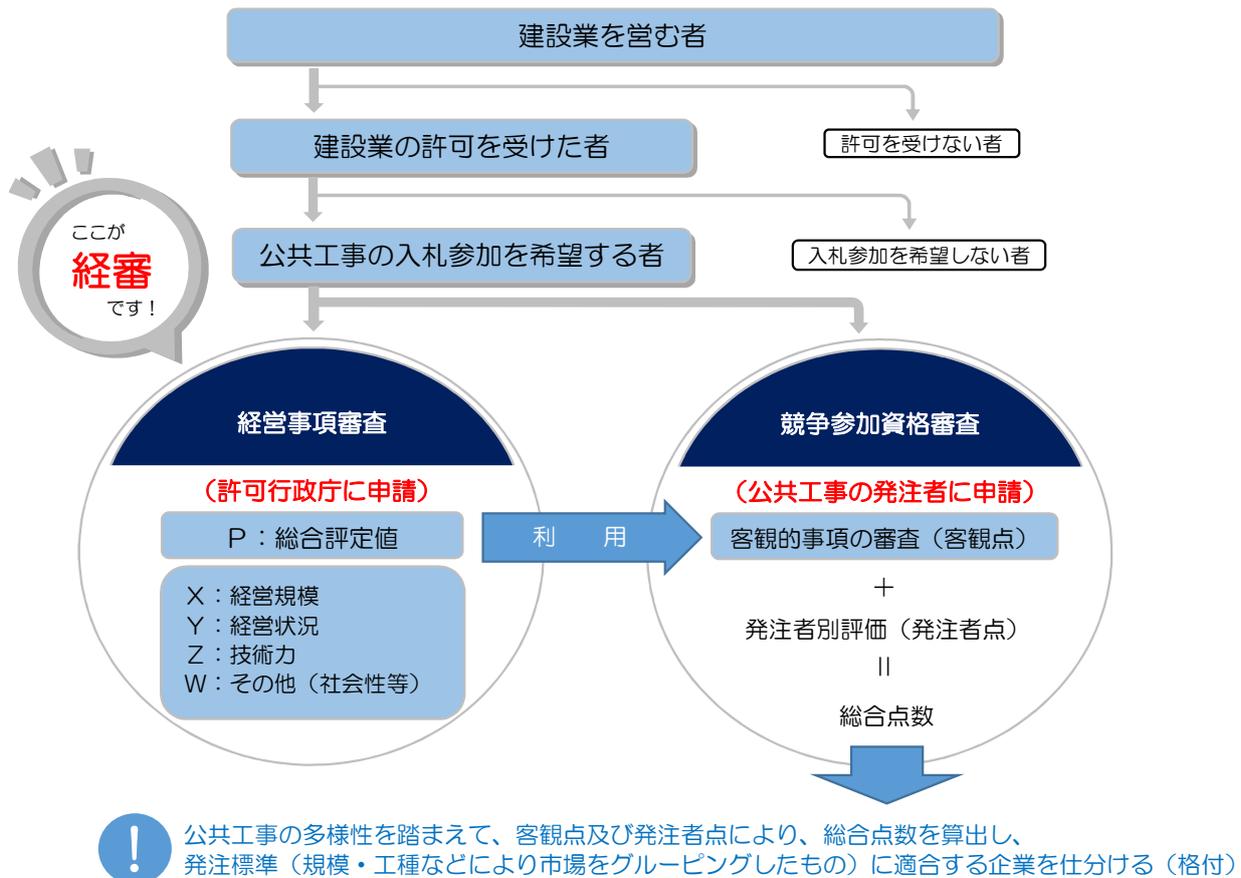
[1] 経営事項審査とは (建設業法第27条の23)

国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする場合には、必ず受けておかななくてはならないとされている審査制度です。

公共工事の各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者についての資格審査を行うこととされています。この資格審査にあたっては、欠格要件に該当しないかを審査した上で、「客観的事項」と「発注者別評価」の審査結果を点数化(総合点数)して、格付けが行われています。このうちの「客観的事項」にあたる審査が『経営事項審査』です。

この『経営事項審査』は、どの発注機関が行っても同一の結果になるべきものですので、特定の第三者が统一的に一定基準に基づいて審査を行うことが効率的ですし、また、この審査自体が建設業行政とも密接に関連していることから、建設業法により建設業許可に係る許可行政庁が審査を実施することとされています。

建設業者と経営事項審査の関係



対象となる「公共工事」って具体的には？

経営事項審査を受けなければ請け負うことができないとされている工事(公共工事)は、次のとおりです。

●発注者が次のいずれかである施設又は工作物に関する建設工事で、工事1件の請負代金の額が500万円以上(建築一式の場合は、1,500万円以上)のもの

- (1)国
- (2)地方公共団体
- (3)法人税法別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体は除く)
- (4)東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第2条第1項に規定する東京湾横断道路建設事業者
- (5)新関西国際空港株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社並びに本州四国連絡高速道路株式会社
- (6)特別な法律により特別の設立行為をもって設立された法人
- (7)公益財団法人JKA、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、消防団員等公務災害補償等共済基金、地方競馬全国協会、東京地下鉄株式会社、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合並びに旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第三項に規定する会社

ただし、次の建設工事については、対象から除かれます。
[1]堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによって必要を生じた急急の建設工事

[2] [1]に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

[2] 審査基準日

審査基準日は直前の決算日

経営事項審査では、原則として申請する日の直前の事業年度終了日（直前の決算日）が審査基準日となります。審査基準日は直前の事業年度の終了日であるため、申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日では審査を受けることはできません。

[3] 有効期間

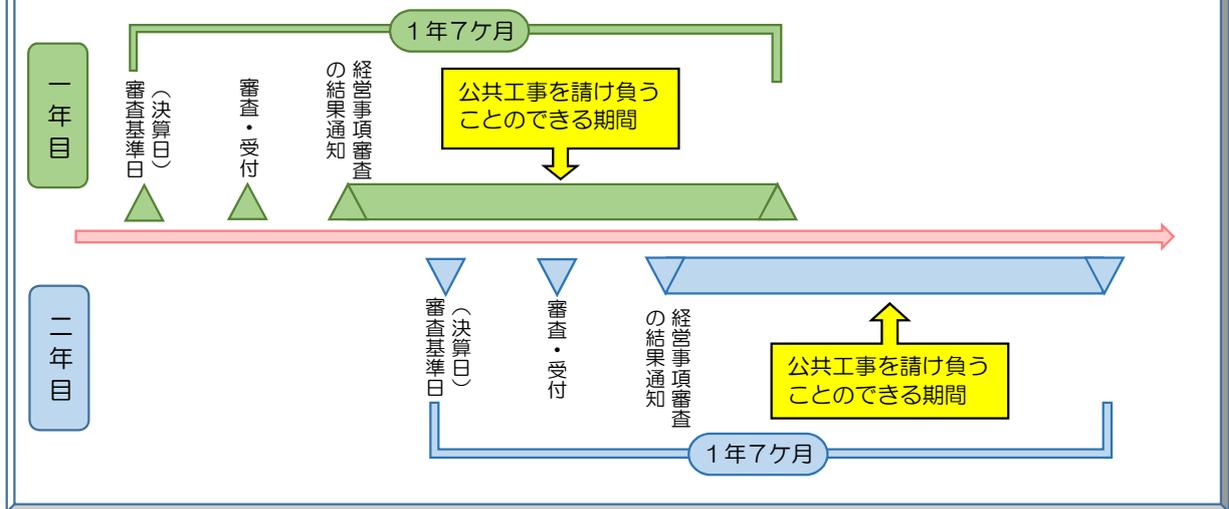
経営事項審査の有効期間は、結果通知書（経営事項審査）を受領した後、その経営事項審査の審査基準日から1年7ヶ月の間です。

国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする場合には、必ず受けておかななくてはならないとされている審査制度です。

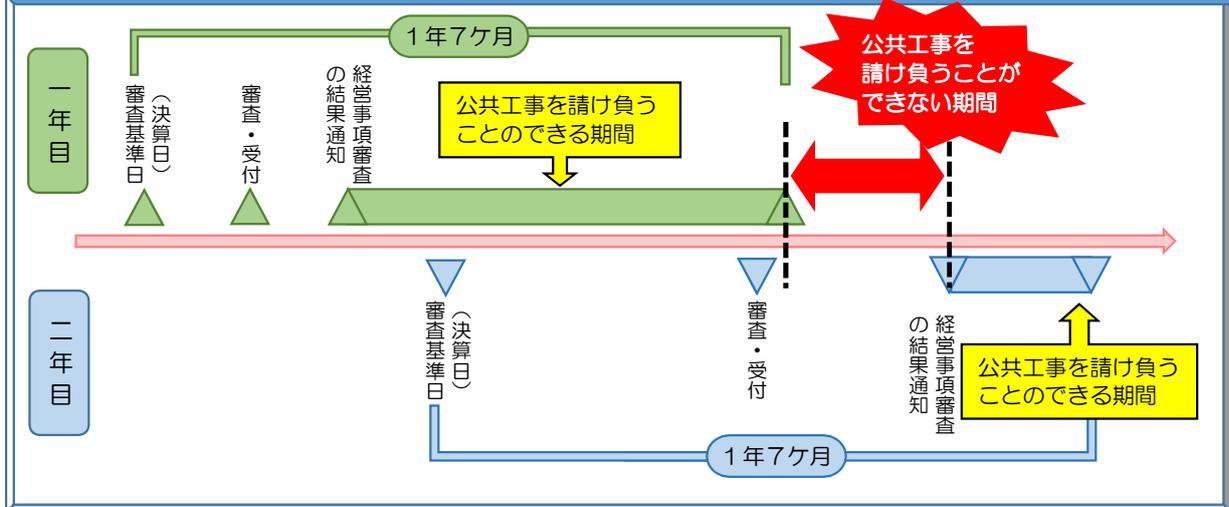
公共工事の各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者についての資格審査を行うこととされています。この資格審査にあたっては、欠格要件に該当しないかを審査した上で、「客観的事項」と「発注者別評価」の審査結果を点数化（総合点数）して、格付けが行われています。このうちの「客観的事項」にあたるのが『経営事項審査』です。

この『経営事項審査』は、どの発注機関が行っても同一の結果となるべきものですので、特定の第三者が統一に一定基準に基づいて審査を行うことが効率的ですし、また、審査自体が建設業行政とも密接に関連していることから、建設業法により建設業許可に係る許可行政庁が審査を実施することとされています。

● 有効期間が切れ目なく継続するケース（通常）



● 申請の遅延により、公共工事を請け負うことができない期間が発生するケース



ポイント!

■ 有効期間を切れ目なく継続するには・・・

毎年、決算終了後4ヶ月以内を目安に経営事項審査を申請する必要があります（3月決算の会社であれば、7月末日まで）。

また、申請するにあたり、事前に建設業許可に係る決算の”変更届出書”の提出を必ず行ってください。

2 経営事項審査の仕組み

経営事項審査は、次に掲げる事項について、数値による評価をして行います（建設業法第27条の2第2項）。

- 1) 経営状況
- 2) 経営規模等

「経営規模等」って？
 「経営状況」(Y)以外の客観的事項を言います。
 具体的には、「経営規模」(X)、「技術力」(Z)及び「社会性等」(W)から構成されています。

国土交通大臣又は都道府県知事は、上記2)の「経営規模等」に係る評価（経営規模等評価）の申請をした建設業者から請求があった場合には、上記1)の「経営状況」に関する分析（経営状況分析）の結果に係る数値と経営規模等評価の結果に係る数値を用いて、客観的事項の全体についての評価結果に係る数値を通知しなければならないとされています。この客観的事項全体に係る数値を「総合評定値」(P)と言います。



■ 経営事項審査とは…

$$\text{「経営状況分析」結果 (Y)} + \text{「経営規模等評価」結果 (X・Z・W)} = \text{「総合評定値」 (P)}$$

3 総合評定値 (P) の算出方法等

客観的事項全体に係る数値である「総合評定値」(P)の算式、及び各審査項目ごとのウエイト等は、以下のようになっています。

項目区分				最高点	最低点	ウエイト	審査機関	
経営規模等	経営規模	X ₁	完成工事高（業種別）	2,309	397	0.25	許可行政庁	
		X ₂	自己資本額 利払前税引前償却前利益の額	2,280	454	0.15		
	技術力	Z	技術職員数（業種別） 元請完成工事高（業種別）	2,441	456	0.25		
	その他の審査項目（社会性等）	W	建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 建設業の営業継続の状況 防災活動への貢献の状況 法令遵守の状況 建設業の経理の状況 研究開発の状況 建設機械の保有状況 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	2,109 (2,073)※	-1,995 (-1,837)※	0.15		
経営状況	経営状況	Y	負債抵抗力 収益性・効率性 財務健全性 絶対的力	<ul style="list-style-type: none"> 純支払利息比率 負債回転期間 総資本売上総利益率 売上高計上利益率 自己資本対固定資産比率 自己資本比率 営業キャッシュ・フロー 利益剰余金 	1,595	0	0.20	登録経営状況分析機関

総合評定値 (P) は、次の算式により算出します。

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 (X_1) + 0.15 (X_2) + 0.20 (Y) + 0.25 (Z) + 0.15 (W)$$

総合評定値 (P) の点数

最高点 **2,165**
(2,159)※

最低点 **-18**
(+6)※

※()内の数字は、R5.8.14以降に審査基準日を迎える申請から適用

II. 申請方法等について

1 申請方法

経営事項審査は、「経営規模等」(X・Z・W)と「経営状況」(Y)に分かれていますので、それぞれ受審することとなります(総合評定値(P)は、これらの審査結果を得た後に、許可行政庁に対して請求します)。
このうちの「経営規模等」(X・Z・W)については許可行政庁に対して、「経営状況」(Y)については登録経営状況分析機関に対して、それぞれ申請書等の必要書類を提出して行います。

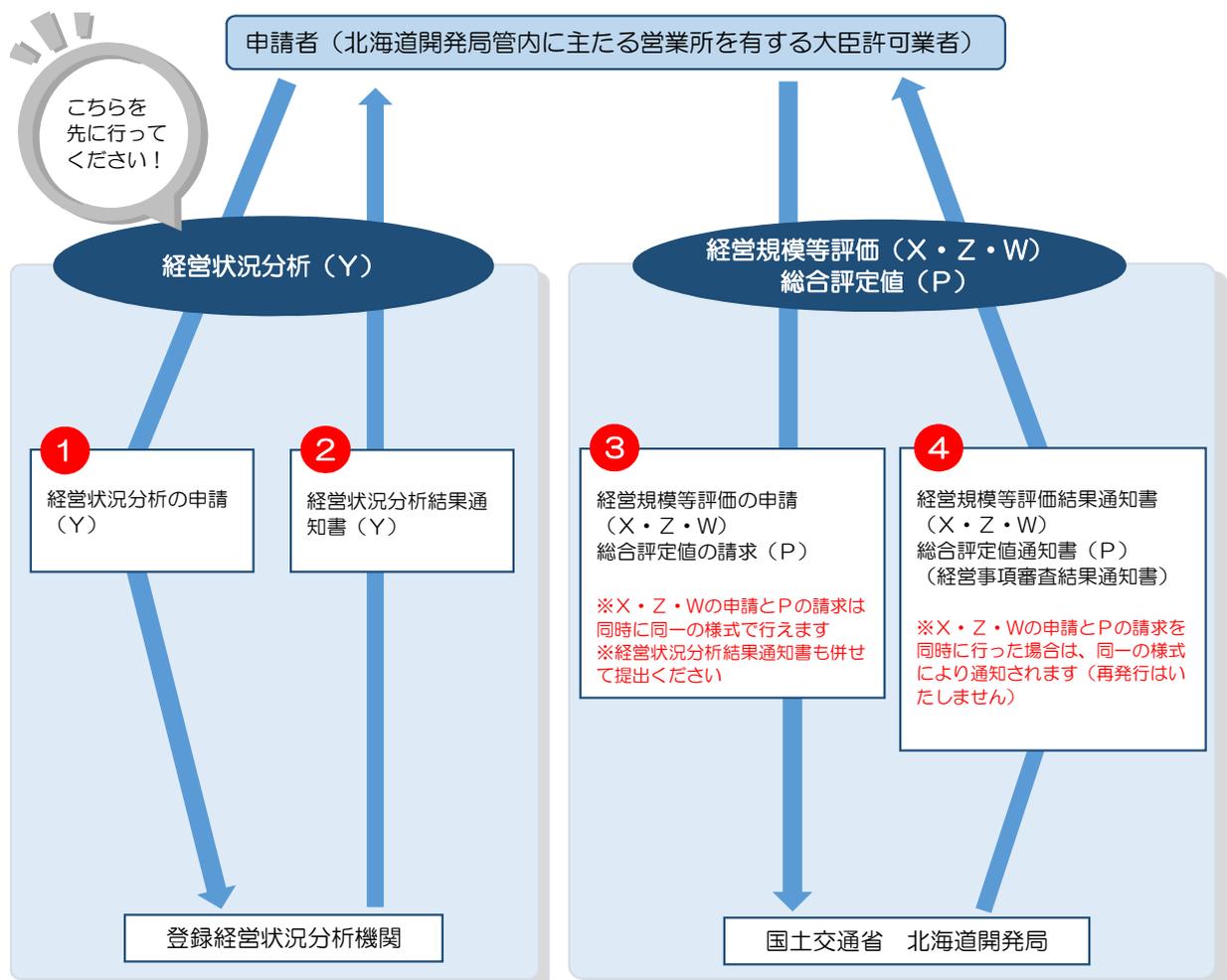
[1] 経営状況分析(Y)

経営事項審査に必要な経営状況分析(Y)については、建設業法の規定に基づき国土交通省の登録を受けた機関(「登録経営状況分析機関」という。)が行うこととなっています。
なお、経営状況の分析の申請の時期及び方法等は、それぞれの登録経営状況分析機関にお問い合わせください。

経営状況分析申請については、登録経営状況分析機関(P23)に対して行ってください。

[2] 経営規模等評価(X・Z・W)

北海道開発局管内(北海道)に主たる営業所を有する国土交通大臣許可業者の場合は、北海道開発局長あての「経営規模等評価申請書」、その他の必要書類を揃えて、北海道開発局へ申請してください。
北海道知事許可の事業者の場合は、北海道(主たる営業所のある各(総合)振興局)へ申請してください。



2 提出書類（経営規模等評価申請にあたり）

経営事項審査は、「経営状況分析」と「経営規模等評価」に分かれていますので、申請にあたってそれぞれ別々に申請しなくてはなりません。

ここでは、国土交通大臣許可業者に係る「経営規模等評価」申請に係る提出書類について説明します。提出書類は、申請書等、添付書類及び確認書類に大別されます。このうち申請書及び添付書類については建設業法施行規則等において様式が規定されていますが、確認書類については、国土交通大臣及び都道府県知事がそれぞれ審査に必要な書類を公示しています。

[1] 申請書等

① 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

記入例：P7~8

建設業法施行規則別記様式25号の14（20001帳票）

② 工事種類別完成工事高／工事種類別元請完成工事高

記入例：P9~10

建設業法施行規則別記様式25号の14 別紙1（20002帳票）

②-2 工事種類別完成工事高付表

国総建第269号（H20.1.31） 経営事項審査の事務取扱いについて（通知） 別記様式第1号

※業種間積み上げを利用し申出する者のみ提出

③ 技術職員名簿

記入例：P12~15

建設業法施行規則別記様式25号の14 別紙2（20005帳票）

④ その他の審査項目（社会性等）

記入例：P16~18

建設業法施行規則別記様式25号の14 別紙3（20004帳票）

⑤ 経営状況分析結果通知書（原本）

建設業法施行規則別記様式25号の13

登録経営状況分析機関が発行した**“原本”**が必要

⑥ 審査手数料印紙貼付書

⑦ 委任状（行政書士等による代理申請の場合）

※該当する場合のみ提出

⑧ 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書

※該当する場合のみ提出

申請書等の入手方法

北海道開発局のホームページに、経営事項審査の最新の情報が掲載されています。定期的に更新しています。

経営事項審査

検索

「積み上げ」を利用している場合は作成してください！

記入例：P11

外国子会社の提出する認定を受けた場合は提出してください！

[2] 添付書類

⑨ 工事経歴書（様式第2号）

建設業法施行規則別記様式2号

記入例：P19~21

※建設業法第6条第1項又は第11条第2項（第17条において準用する場合を含む）の規定により、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始日の直前一年間について、工事経歴書を国土交通大臣（北海道開発局）に提出している場合は省略可。

[3] 確認書類

必要書類…消費税確定申告書の控え及び添付書類の写し並びに消費税納税証明書の写しなど、P35~36「確認書類」一覧表をご参照ください。

※確認書類は、国土交通大臣許可業者と都道府県許可業者とで必要な書類が異なります。

3 申請にあたっての留意事項

[1] 提出部数

- [1] 申請書等 1部
- [2] 添付書類 1部
- [3] 確認書類 1部

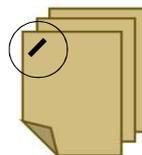
※審査中、お問い合わせすることもありますので、**提出書類の控えは必ず保管**してください。

「添付書類・確認書類」については、返却いたしませんので、必ず写し（コピー等）を提出してください。

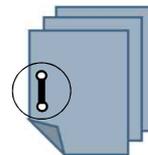
※添付書類・確認書類については、北海道開発局にて「溶解処理」します。

[2] 綴じ方

- ・申請書等は、左上をステープラ（ホッチキス）で綴じてください。
- ・添付書類及び確認書類は、左側（2穴）を綴り紐で綴じてください（ファイル綴じでも可）。



【申請書等】



【添付書類・確認書類】

4 提出先

国土交通大臣許可業者（北海道開発局）の経営事項審査は、原則、**書留等履歴の残る手段での郵送**にて、北海道開発局建設産業課に提出してください。

（受付スペースが無いことから持参はなるべくご遠慮ください。なお、持参された場合でも、書類はお預かりしますがその場で内容の審査は行えません。）

また、申請書等の郵送は正本1部のみになります。申請書等の表紙に受理印を希望される場合は、押印を希望する申請書等の写し（頭紙）1枚と切手を貼った返信用封筒を同封してください。

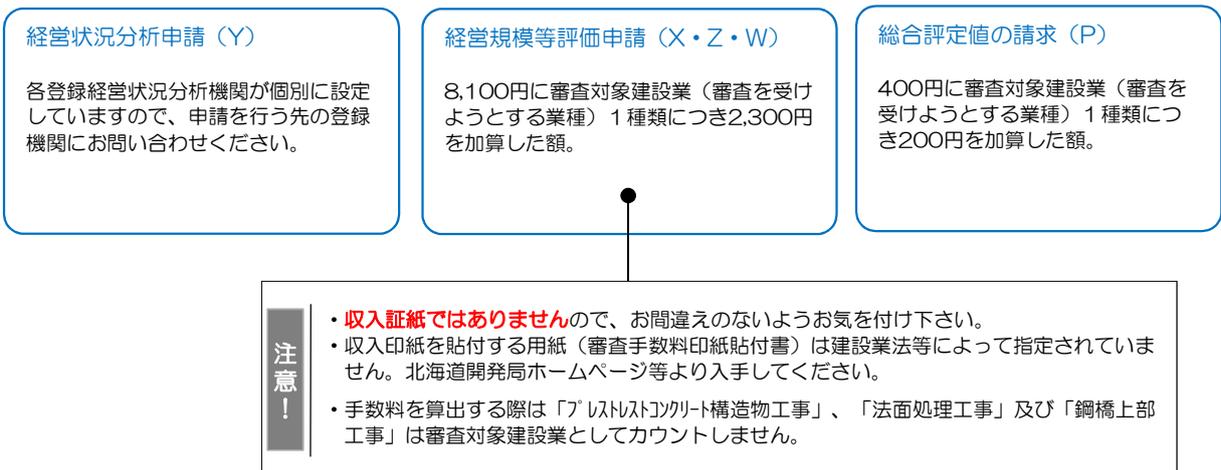
●郵送先

〒060-8511
 北海道札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎
 国土交通省 北海道開発局 事業振興部 建設産業課（経営事項審査担当） 宛

5 手数料

経営事項審査を受けるにあたっては、「経営状況分析」の申請、「経営規模等評価」の申請、「総合評定値」の請求にそれぞれ手数料がかかります。手数料の「料金」については、建設業法施行令第45条で以下の審査手数料一覧表のとおり定められています。

また、手数料の「納付方法」については、**国土交通大臣許可業者は、収入印紙により納めていただく**ことになっています。



■審査手数料一覧表

（単位：円）

審査対象業種数	経営規模等評価 (X・Z・W)	総合評定値 (P)	手数料	審査対象業種数	経営規模等評価 (X・Z・W)	総合評定値 (P)	手数料
1業種	10,400	600	11,000	16業種	44,900	3,600	48,500
2業種	12,700	800	13,500	17業種	47,200	3,800	51,000
3業種	15,000	1,000	16,000	18業種	49,500	4,000	53,500
4業種	17,300	1,200	18,500	19業種	51,800	4,200	56,000
5業種	19,600	1,400	21,000	20業種	54,100	4,400	58,500
6業種	21,900	1,600	23,500	21業種	56,400	4,600	61,000
7業種	24,200	1,800	26,000	22業種	58,700	4,800	63,500
8業種	26,500	2,000	28,500	23業種	61,000	5,000	66,000
9業種	28,800	2,200	31,000	24業種	63,300	5,200	68,500
10業種	31,100	2,400	33,500	25業種	65,600	5,400	71,000
11業種	33,400	2,600	36,000	26業種	67,900	5,600	73,500
12業種	35,700	2,800	38,500	27業種	70,200	5,800	76,000
13業種	38,000	3,000	41,000	28業種	72,500	6,000	78,500
14業種	40,300	3,200	43,500	29業種	74,800	6,200	81,000
15業種	42,600	3,400	46,000				

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

1 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 建設業法施行規則別記様式第25号の14 (20001帳票) 【記入例】

様式第二十五号の十四 (第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係)

通常申請は中段を消す
再審査の申請は上段を消す

経営規模等評価申請書
~~経営規模等評価申請書~~
総合評定値請求書

総評定値(P)の請求をしないときは、下段を消す

令和 年 月 日

事実上の住所と登記上の所在地が異なる場合は2段書き
(例) (登記上)
(事実上)

不要なものを消す

記入しない

右詰めで記入し、左余白は0で埋める

複数の許可年月日を有する場合は、申請時点で有効な最も古い許可年月日を記入

許可換え後の申請等、申請時の許可番号(第○○号)が前回申請と異なる場合のみ記入(更新の場合は記載不要)

原則、直前の事業年度の終了日を記入

各種コード表(P31)参照

各種コード表(P31)参照(右側は該当する場合のみ記入)

法人番号が通知されていれば記入

申請者が法人の場合のみ記入
株式会社は資本金を、それ以外の法人は出資総額を記入
(経営状況分析(Y)を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入)

法人の種類を表す文字については(株)など略号を用いて記入(カッコは1文字として記入)略号のフリガナは記載しない

カタカナで記入し、濁音、半濁音を表す文字は「ギ」「ジ」のように1文字で記入
姓と名の間は1カラム空けて記入

「全国地方公共団体コード」(総務省編)により該当コードを記入

【項番12】によって表される市区町村名に続くところから記入
※丁目・番・号は「-」ハイフンで繋ぐ

局番との間は「-」ハイフンで繋ぎ、左詰で記入

許可を受けている建設
経営規模等評価対象建設

許可を受けている建設業の中から、審査を希望する業種のみ「9」を記入

申請時に許可を有している建設業許可について

- ・特定建設業「2」
- ・一般建設業「1」

※審査基準日時点で受けている許可の状況を記入するものではありません

30日以内に限り申し立て可能!



■再審査の申立について...

行政(審査)庁側の誤り等により、経営事項審査結果通知書の内容が、申請内容と異なる場合、結果通知書を受けた日から30日以内に限り、再審査を申し立てることができます(登録経営状況分析機関が行った経営状況分析を含まず)。ただし、申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、“申請者の責任に帰する案件”については、再審査の申立の対象となりません。
※申請時には書類の記載事項等を十分確認してから提出してください。

基準決算を選択：審査基準日の純資産合計（貸借対照表（様式第15号））を記入
 2期平均を選択：審査基準日の純資産合計と直前の審査基準日の純資産合計の平均値を記入
 （経営状況分析(Y)を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入）

自己資本額の審査対象について「2期平均」を選択した場合のみ記入
 （経営状況分析(Y)を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入）

自己資本額 17 265,936 (千円) 2 (1. 基準決算)
 (2. 2期平均)

基準決算	252,392 (千円)
直前の審査基準日	279,481 (千円)

利益額 (2期平均) 18 12,012 (千円) 利益額 (利益前税引前償却前利益) = 営業利益 + 減価償却実施額

決算期が12ヶ月に満たない場合等の「利益額」は完成工事高と同じ方法で「換算」して算出

右の4つの数値を合計して、算出した値を2で割った値を【項番18】へ記入
 【例】(8,871+1,187+1,986+1,981) ÷ 2 = 12,012.5 となり「12,012」を記入
 ※2期平均以外は選べません

審査対象事業年度	営業利益	8871 (千円)	審査対象事業年度の直前審査対象事業年度	営業利益	11986 (千円)
	減価償却実施額	1187 (千円)		減価償却実施額	1981 (千円)

※按分計算された金額を記入する場合、余白部分に計算式を記入していただく審査がスムーズに進みます

営業利益は損益計算書（様式第16号）の科目「営業利益」から記入
 減価償却実施額は法人税申告書別表16(1)、(2)等の合計から記入
 （経営状況分析(Y)を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入）

技術職員数 19 19 (人)

「別紙2 技術職員名簿」に記載された技術職員の総数を記入
 （技術職員名簿の人数と一致）

登録経営状況分析機関番号 20 20

経営状況分析を受けた機関の名称

経営状況分析(Y)に記載されている登録経営状況分析機関の登録番号、名称を記入

工事種別別完成工事高、工事種別別元請完成工事高については別紙一による。
 技術職員名簿については別紙二による。
 その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

この申請内容に係る質問等に対応できる者の所属・氏名・電話・FAX番号を記入

連絡先
 所属等 _____ 氏名 _____
 ファックス番号 _____

金額を記入する場合の注意事項

- 千円単位（千円未満の端数切り捨て）で右詰で記入し、空位のカラムは空欄とすること。
 - マイナスは「-」を記入し、「△」等とはしないこと。
 - 会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。
- ただし、各カラムに記入するにあたっては、単位を千円とし、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。



各カラム（数字を記入する四角い枠）に金額・数値等記入した根拠については、全て確認書類の提出を求めています。
 ※P35～36経営事項審査に係る「確認書類」一覧表をご参照ください。

■項番17 自己資本額
 申請者の判断により基準決算又は2期平均を選択できます。

■項番18 利益額
 一部の登録経営状況分析機関においては、経営状況分析(Y)において、「参考値」という項目で営業利益及び減価償却実施額の数値【2カ年分】を記載しておりますので、ご参考になさってください。
 なお、「参考値」は、単独決算の会社のみ記載されます。連結決算の場合は、表示されません。

2 別紙1 工事種類別完成工事高/元請完成工事高 建設業法施行規則別記様式 第25号の14別紙1 (20002帳票) 【記入例】

別紙一

●審査対象事業年度
→経営規模等評価の対象となる年度
●事業年度
→決算期間
※決算期を変更した場合等は、1年に換算する必要があります

計算基準の区分「3年平均」を選択した場合のみ記入
工事種類別元請完成工事高

「【項番16】経審を受審する業種」と一致（審査対象業種を全て記入）
下記の「業種コード表」参照

計算基準の区分「3年平均」を選択した場合は、完成工事高計算表及び元請け完成工事高計算表それぞれを2で割った値を各カラムに記入（千円未満の端数切り捨て）

工事経歴書に記載の金額と一致
※業種間積み上げしている場合は、付表の金額と一致

計算基準の区分「3年平均」を選択した場合や決算期等を変更した場合は記入（「2年平均」を選択した場合は空欄）

次の3業種を受審する場合は、当該業種の次の業種コード欄に必ず内訳業種を記入（工事実績がない場合は「0」を記入）

申請業種（業種コード）	内訳業種（業種コード）
土木一式工事（010）	プレストレストコンクリート構造物工事（011）
とび・土工・コンクリート工事（050）	法面処理工事（051）
鋼橋造物工事（110）	鋼橋上部工事（111）

■業種コード表

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・レンガ・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼橋造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

契約後VEIによる縮減変更前の契約額で評価する完成工事高の評価の特例の利用の有無について記入（2枚目以降も記入）

【項番33】その他工事、【項番34】合計は、この様式を2枚以上使用する場合は、この様式の最終頁に記入

その他工事には受審しない業種の完成工事高を合算して記入ただし、業種間積み上げをした場合、積み上げ元の業種に係る完成工事高は除く。なお、工事実績が無い場合は、最終頁に「0」を記入



■工事の定義は建設業法により行います（建設業法第二条）

この法律において、「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず**建設工事の完成を請け負う営業**をいいます。

例えば、除雪、除草（剪定）、維持管理・保守点検、業務、部品の交換、物品の販売等は、「建設工事の完成を請け負う営業」の定義からはずれるため、完成工事高に原則計上できません。

計上された場合、売上を完成工事高から除き、兼業売上高への訂正が必要になり、経営状況分析、決算変更届等の「やり直し」になりますので、ご注意ください。

建設業法による建設工事の業種区分はP25~30をご参照ください。

別紙一

(用紙A4)
20002

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

2枚目以降は記入しない

項番	審査対象事業年度の直前審査対象事業年度 または前々審査対象事業年度												審査対象事業年度												計算基準の区分		
	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	12	11		
3	1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月～ 年 月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月												自 年 月 至 年 月												(1.2年平均) (2.3年平均)	
3	2	完成工事高(千円)				元請完成工事高(千円)				完成工事高(千円)				元請完成工事高(千円)													
3	2	[数字入力欄]				[数字入力欄]				[数字入力欄]				[数字入力欄]													
3	2	工事の種類				工事の種類				工事の種類				工事の種類													
3	2	[数字入力欄]				[数字入力欄]				[数字入力欄]				[数字入力欄]													
3	2	工事の種類				工事の種類				工事の種類				工事の種類													
3	2	[数字入力欄]				[数字入力欄]				[数字入力欄]				[数字入力欄]													
3	2	工事の種類				工事の種類				工事の種類				工事の種類													
3	2	[数字入力欄]				[数字入力欄]				[数字入力欄]				[数字入力欄]													
3	2	工事の種類				工事の種類				工事の種類				工事の種類													
3	3	その他				その他				その他				その他													
3	3	[数字入力欄]				[数字入力欄]				[数字入力欄]				[数字入力欄]													
3	3	工事の種類				工事の種類				工事の種類				工事の種類													
3	3	その他 工事				その他 工事				その他 工事				その他 工事													
3	3	[数字入力欄]				[数字入力欄]				[数字入力欄]				[数字入力欄]													
3	4	合計				合計				合計				合計													
3	4	[数字入力欄]				[数字入力欄]				[数字入力欄]				[数字入力欄]													
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)																											

審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入
完成工事高が無い場合については、必ず「0」を記入
(兼業売上高は計上不可)

内訳の工事であるアスベストカット構造物工事、法面処理工事及び鋼橋上部工事の完成工事高については、重複するため合計には含めない

【項番32】及び【項番33】の列に記入した完成工事高の合計を記入
合計欄の数値は、損益計算書(様式第16号)の科目「完成工事高」と一致

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例の有無を記入



■金額は「直前3年の各事業年度における施工金額」の数値と一致する

各列の記入数値の根拠は、「様式第3号 直前3年の各事業年度における施工金額」に計上した値です。
合計欄の数値は、「様式第3号 直前3年の各事業年度における施工金額合計」、「様式第16号 損益計算書の完成工事高」と一致するように調整してください。
なお、審査を希望しない建設業に係る完成工事高は、「その他」に合算して記入してください。

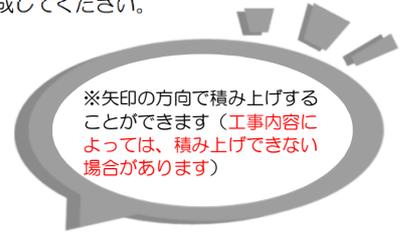
【1】完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げ（加算）について

審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、**その内容に応じて**当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

これを「業種間積み上げ」と呼んでいます。
振替元、振替先の業種には、申請時に建設業の許可が必要です。
業種間積み上げを利用する場合、工事種類別完成工事高付表 別記様式第1号を必ず作成してください。

○ 一式工事業における一般的な事例

振替先の一式工事業	←	振替元の専門工事
土木一式工事業	←	とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設 など
建築一式工事業	←	大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具、解体 など



審査対象建設業が一式工事業以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く）に係る建設工事の完成工事高を、**その建設工事の性質に応じて**当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができます。

○ 専門工事業における一般的な事例

電気	↔	電気通信
管	↔	熱絶縁、水道施設
とび・土工・コンクリート	↔	石、造園

【記入例】 工事種類別完成工事高付表 別記様式第1号

工事種類別完成工事高付表	
経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の完成工事高（積み上げ後）	左に含める完成工事高
（審査対象事業年度） 令和3年4月～令和4年3月 土木一式工事業 198,005千円 うち元請 198,005千円	土木一式工事業 198,005千円 うち元請 198,005千円 舗装工事業 0千円 うち元請 0千円
（前審査対象事業年度） 令和2年4月～令和3年3月 土木一式工事業 211,800千円 うち元請 196,800千円	土木一式工事業 115,000千円 うち元請 100,000千円 舗装工事業 96,800千円 うち元請 96,800千円
（前々審査対象事業年度） 平成31年4月～令和2年3月 土木一式工事業 160,319千円 うち元請 107,319千円	土木一式工事業 135,200千円 うち元請 95,200千円 舗装工事業 25,119千円 うち元請 12,119千円

「2年平均」の場合は、審査対象事業年度及び前審査対象事業年度の2期分でかまいません。



■ 「業種間積み上げ」を行った業種（振替元）については、経営事項審査を受けることができません。

振替元の業種に係る公共工事にも「元請」としては、参加することはできませんのでご注意ください。
また、公共工事の発注者の中には、積み上げ先の業種で経営事項審査を受けたとみなさないことがあり、公共工事の入札に参加できないことがありますので、各発注者に経営事項審査の業種間積み上げを認めているか否かを必ず確認してください。

3 別紙2 技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の14 別紙2 (20005帳票)

【記入例】

年齢の高い順に記載すること
 審査基準日時点での満年齢を記載
 ※注意 35歳の誕生日の前々日が審査基準日 → 34歳
 35歳の誕生日の前日が審査基準日 → 35歳
 (誕生日の前日で満年齢があがります)

・当期事業年度開始日の直前1年以内に、貴社の技術職員になった者に「○」を記入する。
 ・初めて受審する経審の場合(知事許可で受審していた場合を含む)は、全ての技術職員に「○」を記入する。
 ※前年に記載された技術職員を恣意的に不記載とするのは虚偽申請にあたり、処分の対象となる可能性があります。

右詰で記入
(空位のコラムは「0」で埋めること)

技術職員として申請する業種を必ず記入
(審査対象建設業以外の業種の記入は不可)

監理技術者資格者証の交付を受けている場合は、その番号を記入

1つの資格で2業種を選択する場合でも、有資格コードは両方記入

申請する業種について、次の①から③全ての要件を満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する(空欄はありません)

①法第15条第2号イに該当する者(1級国家資格者相当)であること
 ②監理技術者資格者証の交付を受けていること
 ③審査基準日時点において、法第26条の4から6の規定による講習(監理技術者講習)を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していないこと

・若年技術者は審査基準日において満35歳未満の者
 ・新規掲載者は6ヶ月を超える雇用関係が必要

【項番47：若年技術職員の継続的な育成及び確保】
 若年技術職員3名÷技術職員数16名=0.1875⇒18.7%≥15% → 該当
 【項番48：新規若年技術職員の育成及び確保】
 若年技術職員1名÷技術職員数16名=0.0625⇒6.2%≥1% → 該当
 ※小数点第2位以下は切り捨て

技術職員名簿が複数枚になる場合でも「通番」1~30は変更しない

1人の技術職員として申請できる業種の種類は異なる2業種まで

【2業種の考え方】

- ・1資格から2業種選択でも可能
 例：1級土木施工管理技士(113) → 土木(01)・舗装(13)
 ※この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入する
- ・2資格から1業種ずつ選択でも可能
 例：1級土木施工管理技士(113) → 土木(01)
 1級建築施工管理技士(120) → 建築(02)

※1つの業種について、2つの資格で申請することはできません
 例：2級管工事(230)・配管工(1級)(176) → 管(09)

○令和5年7月1日以降に審査基準日を迎える申請から、資格区分及び加点対象業種が拡大されています。
 詳細は「技術職員有資格区分コード表」(P33、34)をご確認ください。

○監理技術者講習の有効期限の延長について
 令和4年8月15日以降の申請より、技術職員名簿に講習受講「1」と記載できる要件が「講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年」へ延長されました。

■業種コード表

建設業の種類	コード	建設業の種類	コード
土木工事業	01	ガラス工事業	16
建築工事業	02	塗装工事業	17
大工工事業	03	防水工事業	18
左官工事業	04	内装仕上工事業	19
とび・土工工事業	05	機械器具設置工事業	20
石工事業	06	熱絶縁工事業	21
屋根工事業	07	電気通信工事業	22
電気工事業	08	造園工事業	23
管工事業	09	さく井工事業	24
タイル・れんが・ブロック工事業	10	建具工事業	25
鋼構造物工事業	11	水道施設工事業	26
鉄筋工事業	12	消防施設工事業	27
舗装工事業	13	清掃施設工事業	28
しゅんせつ工事業	14	解体工事業	29
板金工事業	15		



■技術者評価について…

- ・1人の技術職員として申請できる業種は、異なる2業種までです。
 ※この重複評価が制限されるのは、「経営事項審査に係る評価」においてであり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない監理技術者等については、従来通り1人の技術者が複数の資格を持っていれば、複数の業種で監理技術者等になります。
- ・現行の1級技術者が監理技術者資格者証を保有しており、監理技術者講習修了証も保有している場合に6点の評価となります。
 なお、現行の2級技術者及びその他の技術者が監理技術者講習修了証を保有していても1点の加点評価になりません。

別紙二

(用紙A4)
20008

技術職員名簿

頁 項 数 1 3 5 頁

通番	氏名	生年月日	審査基準日現在の年齢	職種コード	有資格区分コード	講習受講	職種コード	有資格区分コード	講習受講	監督技術者資格証交付番号	CPD単位取得数
1		年 月 日		8 2							
2		年 月 日		8 2							
3		年 月 日		8 2							

【CPD単位取得数】

・技術者（建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者）が、審査基準日から1年以内に取得したCPD単位を次の計算式により算出した数字を記載（複数の認定団体から単位を認定されている場合は、どこか1団体のみで算出）

実際のCPD単位取得数 ÷ 別表18右欄に掲げる数値 × 30

（小数点以下切り捨て。また、算出結果が30単位を超える場合は30とする）

【例1】審査基準日前1年間に、（一財）建設業振興基金で15単位の認定を受けた場合

15単位 ÷ 12（別表18右欄） × 30 = 37.5単位 ⇒ 30単位（30単位を超えても30単位）

【例2】審査基準日前1年間に、（一財）建設業振興基金で11単位の認定を受けた場合

11単位 ÷ 12（別表18右欄） × 30 = 27.499…単位 ⇒ 27単位（小数点以下切り捨て）

別表18

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

[1] 技術職員名簿に関する注意事項

○ 実務の経験を有する者の取扱いについて

- (1) 有資格区分コード：001 建設業法第7条第2号イ該当
 - ・ 評価を受けようとする建設業に関する次の期間の実務の経験をしている者
 - ・ 学校教育法による所定学科を修めて高校又は高等専門学校・短大・大学を卒業後、高校5年以上、高等専門学校・短大・大学3年以上（大学は短期大学を含む）
- (2) 有資格区分コード：002 建設業法第7条第2号ロ該当
 - ・ 評価を受けようとする建設業に関する次の期間の実務の経験をしている者
 - ・ 学歴に関係なく10年以上



■ 実務の経験とは…

29種類の建設工事のうち、許可を受けようとする建設業の建設工事に関する**技術上の経験**をいいます。したがって、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を習得するために**見習中の技術的経験も含まれます**。
また、実務の経験は請負人の立場における経験に限られませんが、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督としての経験もこれに含まれますが、**工事現場の単なる雑務や事務に関する経験は含まれません**。

○ 技術職員名簿の記載方法の注意点

技術職員名簿に記載する順番については、**年齢の高い（生年月日が早い）順**に記入してください。

○ 確認書類について

確認書類の提出にあたっては、以下の点にご注意ください。

【常勤性及び雇用期間の確認】

- ① 常勤性を確認する書類は健康保険・厚生年金保険に係る「標準報酬決定通知書」及び「住民税特別徴収税額通知書」のいずれかとなります。
6ヶ月を超える雇用期間を確認する書類は「健康保険被保険者証」、「雇用保険被保険者資格等確認通知書」及び「雇用証明書」のいずれかです。
- ② 「別紙2 技術職員名簿」に記載されている方は常勤性及び雇用期間について、「別紙3 その他の審査項目（社会性等）」の公認会計士等に計上されている方は常勤性の確認書類について、それぞれ記載がある職員等の部分のみを提出してください。
- ③ 必要のない職員等の情報は、マスキングの措置を行い表示しないでください。
- ④ 「別紙2 技術職員名簿」及び「別紙3 その他の審査項目（社会性等）」の公認会計士等に新たに記載した職員（新規掲載者）については、常勤性及び6ヶ月を超える雇用期間を確認する書類の氏名横の余白部分に、「新」と記載してください。
- ⑤ 常勤性及び6ヶ月を超える雇用期間を確認する書類については、「別紙2 技術職員名簿」や「別紙3 その他の審査項目（社会性等）」の公認会計士等の順番に揃えて、余白部分に以下のように記載してください。
例：技術職員名簿の「2頁」「通番9」の場合 ”2-9”
公認会計士等の場合 ”経-1”
※健康保険被保険者証を提出する場合は、あらかじめ被保険者記号・番号部分にマスキングを施した状態で提出すること。

【資格の確認】

- ① 「別紙2 技術職員名簿」の講習受講欄に「1」を記入されている職員については、監理技術者資格者証（表）及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏でも可）を提出してください。
下記の全ての要件を満たしている場合のみ、加点対象となります。
 - i) 法第15条第2号イに該当する者（1級国家資格者相当）であること。
 - ii) 監理技術者資格者証の交付を受けていること。
 - iii) 審査基準日時点において、法第26条の4から6の規定による講習（監理技術者講習）を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していないこと。
- ② 合格証等は、資格名称、資格取得日、氏名及び生年月日が確認できる程度であれば、縮小コピーも可といたします。（例えば、2つの証書をA4縦用紙1枚に縮小コピーしてまとめるなど）
- ③ 「別紙2 技術職員名簿」の順番に、i) 合格証、ii) 監理技術者資格者証、iii) 監理技術者講習修了証の順番に揃えて提出してください。

※前年度の経審において技術職員名簿に記載されている場合及び監理技術者資格者証で資格の確認ができる場合には、合格証の提出は省略可といたします。（ただし、合格証に有効期限のあるものについては省略できません）

※1人の職員毎に③の資料をセットで揃えてください。

（i～iiiをA4縦用紙1枚に縮小コピーしてまとめるなども可といたします）

【CPD単位取得数の確認】

- ①審査基準日以前1年間に、技術者が取得したCPD単位数を証する書面の写し
- ・技術職員名簿に記載のない技術者で、CPD単位を取得した者がいる場合は、「CPD単位を取得した技術者名簿」(様式第4号)も提出すること。
 - ・「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載の技術者については、技術職員名簿に記載の技術者と同じく、常勤性及び雇用期間を証明する書面並びに検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面を提出すること。
- ※様式第4号には、技術職員名簿に記載可能な主任技術者等の資格を有する者のほか、技術職員名簿に記載ができない1級若しくは2級の第一次検定のみ合格した者がCPD単位を取得した場合にも記載が可能です。

○ 出向者の取扱いについて

出向先で常勤であれば、出向先の職員として評価の対象となります(出向元では、評価の対象になりません)。ただし、出向起算日から審査基準日まで6ヶ月を超える恒常的雇用関係があることが条件になります。

確認書類として、出向協定書又は出向証明書のいずれかの書類を提出してください。

出向協定書・出向証明書には、最低限以下の内容が定められていることが必要となります。

- i) 出向期間(最低でも1年以上)
- ii) 出向者の身分保障及び指揮監督権について
- iii) 出向者への給与支払い及び社会保険料負担、出向料について

出向証明書については、出向元が証明したものを提出してください。

すべて、審査基準日の直前に発行、作成されたものを提出してください。

4 別紙3 その他の審査項目（社会性等） 建設業法施行規則別記様式第25号の14 別紙3（2004帳票） 【記入例】

別紙三

(用紙A4)
2004

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

退職一時金制度もしくは、企業年金制度のどちらか一方でも導入している場合は「1」を記入

雇用保険加入の有無	4	1	(1.有、2.無、3.適用除外)
健康保険加入の有無	4	2	(1.有、2.無、3.適用除外)
厚生年金保険加入の有無	4	3	(1.有、2.無、3.適用除外)
建設業退職金共済制度加入の有無	4	4	(1.有、2.無)
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4	5	(1.有、2.無)
法定外労働災害補償制度加入の有無	4	6	(1.有、2.無)

【項番41】～【項番46】については、該当がある場合は「1」を、該当がない場合は「2」を記入

【項番42】健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて、全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合などに加入している場合は、「3（適用除外）」を記入 ※減点の対象になりません

審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を記入

若年技術職員の継続的な育成及び確保	4	7	(1.該当、2.非該当)	技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
新規若年技術職員の育成及び確保	4	8	(1.該当、2.非該当)	新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)	

小数点第2位以下は切り捨て

審査基準日において満35歳未満の技術職員のうち、審査対象事業年度内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を記入

CPD単位取得数

技能レベル向上者数

- 「CPD単位取得数」の欄は、「別紙2 技術職員名簿」と「様式第4号 CPD単位を取得した技術者名簿」に記載したCPD単位取得数の合計を記載
- 「技術者数」の欄は、「別紙2 技術職員名簿」と「様式第4号 CPD単位を取得した技術者名簿」に記載した人数の合計を記載
- 「技能レベル向上者数」は「様式第5号 技能者名簿」で「レベル向上の有無」の欄に「○」がついた人数の合計を記載
- 「技能者数」は「様式第5号 技能者名簿」に記載されている技能者の合計人数を記載
- 「控除対象者数」は「様式第5号 技能者名簿」で「控除対象」の欄に「○」がついた人数の合計を記載

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

- 審査基準日以前に各認定を取得しており、かつ審査基準日時点で認定取消又は辞退がなされていない場合に記入
- 審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事現場でのCCUSカードリーダーの設置等の整備状況について該当する番号を記載（必要な措置を実施したことの誓約書（様式第6号）を添付） ※補足（P18）参照（令和5年8月14日以降に審査基準日を迎える申請から審査対象）

組織変更、営業譲渡、合併等の内容を記入

建設業の営業継続の状況

営業年数

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

休業期間、廃業期間、許可切れ期間を記入

初めて許可（登録）を受けた日から審査基準日までの期間を記入（休業等の期間を除く）

平成23年4月1日以降の申し立てに係る再生手続開始の決定又は更正手続開始の決定を受け、かつ、審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けていない場合が対象

○ 確認書類について

- 【技能者（技能の向上）の確認】
- ① 「技能者名簿」（様式第5号）
 - ② 認定能力評価基準により、職員が受けた評価を証する書面
 - ③ （技能者数を示すものとして）審査基準日において稼働している工事に係る施工体制台帳の作業員名簿
 - ④ 「技能者名簿」に記載の技能者に係る、常勤性及び雇用期間を証明する書面

防災活動への貢献の状況 防災協定の締結の有無		5 7 3 (1.有、2.無)	建設業法第28条に基づく「営業停止処分」及び「指示処分」の有無について記入（審査基準日直前1年間の状況について記入） ※「行政指導（勧告等）」及び発注者が行う「指名停止等」は該当しない
法令遵守の状況 営業停止処分の有無		5 8 3 (1.有、2.無)	
指示処分の有無		5 9 3 (1.有、2.無)	
経理の状況に係る経過措置について 平成28年度以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者であっても、審査基準日が令和5年3月31日までの申請については、引き続き経営事項審査の評価対象となります。（登録経理講習実施機関についてはP23を参照）			
建設業の経理の状況 監査の受審状況		6 0 1 (1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確保した旨の書類の提出、4.無)	「監査の受審状況」について以下の区分により記入（審査基準日時点） 「1」…会計監査人の設置を行っている場合（監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明されている場合に加点） 「2」…会計参与の設置を行っている場合（会計参与報告書が作成されている場合に加点） 「3」…【項番61】に記入した者のいずれかが「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自ら証明を付したものを提出する場合に加点
公認会計士等の数		6 1 4 (人)	
二級登録経理試験合格者等の数		6 2 4 (人)	
公認会計士、税理士及び1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者又は1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者が対象（常勤の職員に限る）			
2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者又は2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者が対象（常勤の職員に限る）			
研究開発の状況 研究開発費（2期平均）		6 3 3 0 0 0 0 0 0 0 0 (千円)	【項番60】で「1.会計監査人の設置」以外を選んだ会社は「0」と記入 決算期が12ヶ月に満たない場合等の「研究開発費」は完成工事高と同じ方法で”換算”して算出
建設機械の保有状況 建設機械の所有及びリース台数		6 4 3 (台)	審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から将来にわたって1年7ヶ月以上の使用期間のあるもの）により使用する次の建設機械等の合計台数を記入 ○建設機械抵当法施行令別表に規定するもの ヲバル系掘削機（ヨバル、バツクリ、ドラグライ、グラブクリンまたはバイルドライバ-のアタッチメントを有するもの）、ブルドーザ（自重が3t以上）、トラクターヨバル（バケット容量が0.4立法メートル以上）及びモーターレーダ（自重が5t以上） ○労働安全衛生法施行令及び別表に規定するもの 移動式クレーン（つり上げが荷重3t以上）、高所作業車（作業床の高さが2m以上）、締固め用機械（ロードローラー、ハンドガイドローラー、タイヤローラー及び振動ローラー）、解体用機械（油圧ブレイカ、空圧ブレイカ、鉄骨裁断機、コンクリート砕機、解体用つかみ機） ○道路運送車両法によるもの 自動車車検証の車体の形状欄に「ダンプ・ダンプフルトラ・ダンプセミトラ」と記載があり、かつ土砂等を運搬する貨物自動車（土砂禁ダンプは対象外）
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況 エコアクション21の認証の有無		6 5 1 (1.有、2.無)	「1.有」の場合、以下の①②全てを満たすことが必要 ①活動内容に建設業が及んでいること ②建設業法上の主たる営業所及び従たる営業所の全てが認証範囲に含まれていること
ISO9001の登録の有無		6 6 1 (1.有、2.無)	
ISO14001の登録の有無		6 7 1 (1.有、2.無)	



■社会性等（W）について…

労働福祉の状況、防災活動への貢献、営業年数等、建設業者としての信頼性や地域への貢献度が加点評価となります。雇用保険・健康保険・厚生年金保険に未加入だった業者の場合、加入業者に比べW点で1,140点（P点では171点）※のマイナスになります。
 ※CCUSの導入状況（項番54）の審査項目追加後（令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から）は、W点で1,050点（P点では157点）のマイナス

[1] 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況について（補足）

加点となるのは、以下①及び②の要件をいずれも満たしている場合です。

- ①審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事において
- ②建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施しており、別記様式第6号に掲げる誓約書を提出している場合

※令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から加点対象となります。
それ以前の申請においては、要件を満たしている場合でも加点対象となりません。

① 審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事

「審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った」とは、「審査基準日以前1年のうちに元請として発注者と直接請負契約を締結した（契約変更を除く）」ことを指します。

審査対象工事とは、以下（1）～（3）を除く建設工事です。

- (1) 日本国内以外で施工する工事
- (2) 建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事
 - ・ 建設工事1件の請負金額が500万円に満たない工事
 - ・ 建築一式工事1件の請負金額が1,500万円に満たない工事
 - ・ 建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事
- (3) 防災協定に基づく災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において発注者の指示に基づき行う災害応急対策

例) 審査基準日が令和5年9月30日の場合



・ 建設工事の施工期間等に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者と直接請負契約を締結した建設工事が対象です（変更契約を除く）

・ 共同企業体（JV）の構成員（サブJV）として直接請負契約を締結した建設工事も対象となります

② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施し、誓約書を提出

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、（1）及び（2）を整備することをいいます。

- (1) 建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）における以下の現場契約情報を請負契約締結後、**建設工事の施工に従事する者の入場までに**作成し登録している。

- ・ 現場名組織情報
- ・ 現場連絡先
- ・ 現場事務所住所、電話番号など
- ・ 現場管理者
- ・ 就業履歴蓄積期間
- ・ 発注区分
- ・ 有害物質の取り扱いの有無

※上記の他、施工体制や施工体制技能者情報等についても可能な限り登録してください。

※共同企業体（JV）の構成員（サブJV）の場合もCCUSへの登録が必要となりますのでご注意ください。

- (2) 建設工事に従事する者がCCUSへの直接入力によらない方法（カードリーダーをかざして就業履歴の蓄積や、電話（電話番号やQRコードを使用）をかけて現場への入退場の履歴を登録、顔認証による入退場の履歴を登録すること等）でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制を整備している。

※詳細については、一般財団法人建設業振興基金の公表資料をご確認ください。

※就業履歴を蓄積する措置は、竣工まで行うようお願いいたします。

○ 加点について

	加点要件	評点
a	審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合	15
b	審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合	10

a 民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合とは

- ・ 民間工事と公共工事の全てで該当措置を実施している場合
- ・ 公共工事を1件も受注していない場合は、民間工事の全てで該当措置を実施している場合
- ・ 民間工事を1件も受注していない場合は、公共工事の全てで該当措置を実施している場合

b 全ての公共工事で該当措置を実施した場合とは

- ・ 民間工事の全てで該当措置を実施せず、公共工事の全てで該当措置を実施している場合
- ・ 民間工事の一部で該当措置を実施せず、公共工事の全てで該当措置を実施している場合

※審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない（元請がなく、全て下請工事のみ受注している）場合は非該当となり加点対象にはなりません。

5 添付書類 工事経歴書の作成について

建設業法施行規則別記様式第2号

工事経歴書

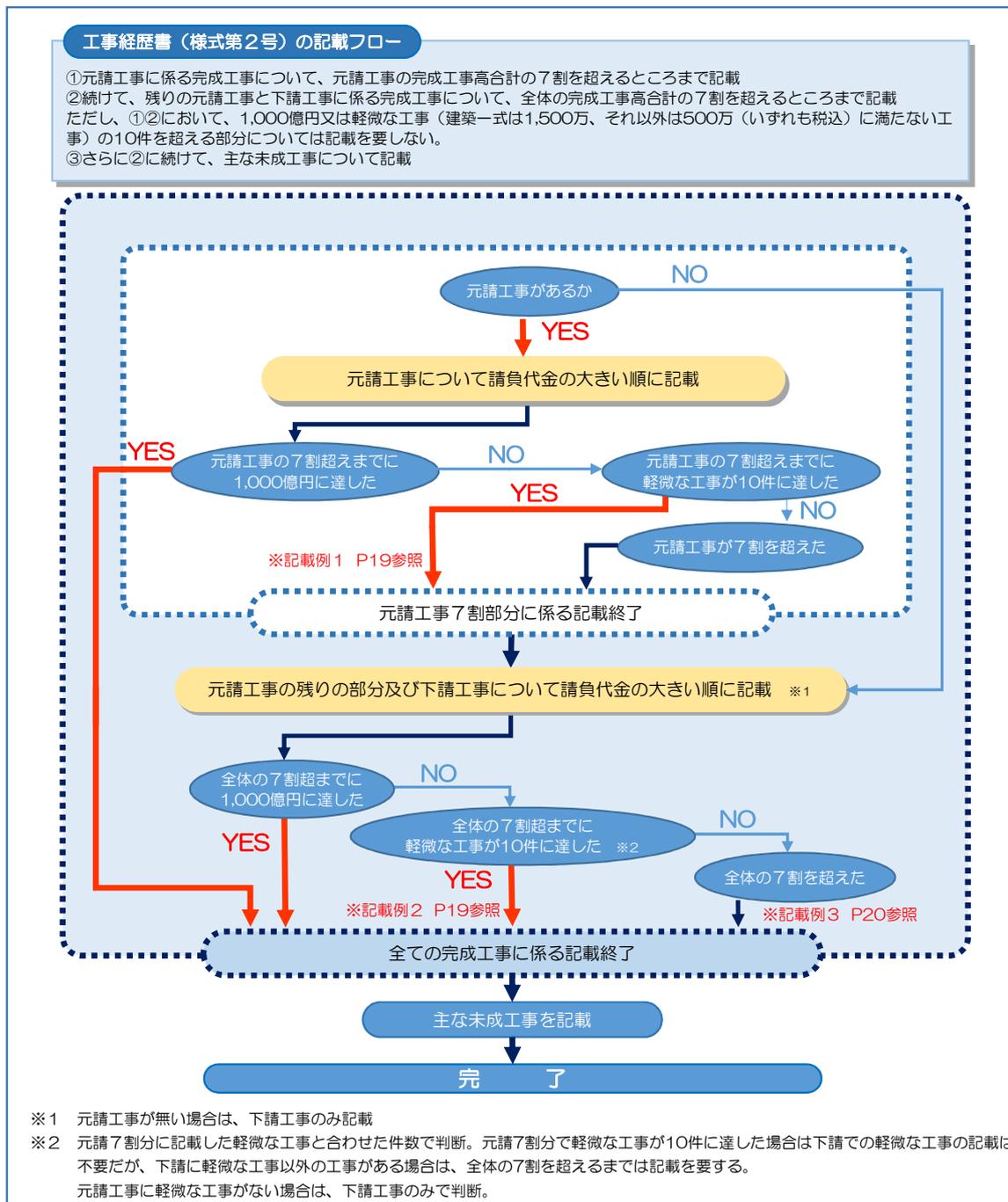
「工事経歴書」は、建設業許可の申請を行う際の添付書類として、申請書と併せて提出（「更新」の場合は、省略することができます）することとされており、許可取得後においても、毎営業年度終了後4ヶ月以内に、財務諸表等と併せて提出（変更届出書）することとされています。また、経営事項審査に係る経営規模等評価を申請する際にも、添付書類として「工事経歴書」を提出することとされています。

工事経歴書の提出が必要となる時

- ・建設業許可の申請を行うとき
- ・許可取得後、毎営業年度終了後における届出（変更届出書）を行うとき
- ・経営事項審査申請を行うとき

※経営事項審査申請の際にも、添付書類として「工事経歴書」の提出をお願いします。

第5 工事経歴書を作成する際の注意事項



※記載例1 工事経歴書記載例（元請工事で軽微な工事が10件に達した場合）

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

（用紙A4）

工事経歴書

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート工事 （税込・税抜）

注 文 者	元請	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工 期		
				氏 名	主任技術者または監理技術者の別（該当箇所には印を記載）		うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は完成予定年月
A	国土建設	元請	U邸新築工事の内盛土及び基礎工事	北海道札幌市	東京一郎	9,000 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
B	北海道開発	〃	S邸車止め設置工事	〃	愛知太郎	4,500 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
C	東北土木	〃	N住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	一宮二郎	3,200 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
D	関東建設	〃	豊橋川改修工事の内掘削工事	〃	津島一平	2,500 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
E	北陸産業	〃	丸の内ビル新築工事の内足場仮設工事	〃	半田五郎	2,000 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
F	中部塗装	〃	豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	北海道愛別町	岡崎三男	1,900 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
G	近畿組	〃	栄ビル新築工事の内くい打工事	北海道札幌市	豊田一郎	1,800 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
H	中国建築	〃	一般国道99号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	1,700 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
I	四国道路	〃	一般国道100号線道路改良工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	1,600 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
J	九州工業	〃	M邸玄関コンクリート工事	〃	岡崎三男	1,500 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
K	沖縄機械	〃	S邸新築工事の内基礎工事	東京都千代田区	豊田一郎	1,000 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
L	●●	下請	B~Kの件数 ≤ 10件	東京都中央区	岡崎三男	8,000 千円	千円	〃	〃
M	▲▲	〃	県道123号線道路側溝工事	〃	岡崎三男	7,000 千円	千円	〃	〃
…「軽微な工事」						ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額（A~M）		うち 元請工事	
小計						13 件	45,700 千円	千円	30,700 千円
合計						52 件	65,000 千円	千円	50,000 千円
全ての完成工事高の合計額						元請工事に係る完成工事高の合計額			

「注文者」及び「工事名」は、個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
例：注文者が「開発太郎」の場合 "K"

1. 軽微な工事について10件を超える部分は記載不要
2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

※記載例2 工事経歴書記載例（全体で軽微な工事が10件に達した場合）

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

（用紙A4）

工事経歴書

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート工事 （税込・税抜）

注 文 者	元請	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工 期		
				氏 名	主任技術者または監理技術者の別（該当箇所には印を記載）		うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は完成予定年月
A	国土建設	元請	U邸新築工事の内盛土及び基礎工事	北海道札幌市	東京一郎	10,000 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
B	北海道開発	〃	S邸車止め設置工事	〃	愛知太郎	4,500 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
C	東北土木	〃	N住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	一宮二郎	3,200 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
D	関東建設	下請	豊橋川改修工事の内掘削工事	〃	津島一平	8,000 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
E	北陸産業	〃	丸の内ビル新築工事の内足場仮設工事	〃	半田五郎	5,500 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
F	中部塗装	〃	豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	北海道愛別町	岡崎三男	2,500 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
G	近畿組	〃	栄ビル新築工事の内くい打工事	北海道札幌市	豊田一郎	2,000 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
H	中国建築	〃	一般国道99号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	1,900 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
I	四国道路	〃	一般国道100号線道路改良工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	1,800 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
J	九州工業	元請	M邸玄関コンクリート工事	〃	岡崎三男	1,700 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
K	沖縄機械	下請	S邸新築工事の内基礎工事	東京都千代田区	豊田一郎	1,600 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
L	●●	〃	県道789号線道路側溝工事	東京都中央区	岡崎三男	1,500 千円	千円	〃	〃
M	▲▲	〃	県道123号線道路側溝工事	〃	岡崎三男	1,000 千円	千円	〃	〃
…「軽微な工事」						ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額（A~C+J）		うち 元請工事	
B+C+F~Mの件数 ≤ 10件						小計		13 件	
ページごとの完成工事高の合計額（A~M）						45,200 千円		19,400 千円	
合計						52 件		70,000 千円	
全ての完成工事高の合計額						元請工事に係る完成工事高の合計額			

「注文者」及び「工事名」は、個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
例：注文者が「開発太郎」の場合 "K"

1. 元請工事に係る完成工事高の合計額の7割を超えて記載
2. 軽微な工事が10件に達したため記載終了

係る①元請完成部分工事
②①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

※記載例3 工事経歴書記載例（全ての完成工事高の合計額7割に達した場合）

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

（用紙A4）

工事経歴書

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート工事 （税込・税抜）

個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
例：注文者が「開発太郎」の場合 "K"

① 元請工事 ② 下請工事	A	元請	JV	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	工期	
						氏名	主任技術者または監理技術者の別（該当箇所には印を記載）			着工年月	完成又は完成予定年月
				U型新築工事の内盛土及び基礎工事	北海道札幌市	東京一郎	主任技術者	100,000 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
				S駅車止め設置工事	〃	愛知太郎	主任技術者	60,000 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
				N住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	一宮二郎	主任技術者	3,200 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
				豊橋川改修工事の内掘削工事	〃	津島一平	主任技術者	8,000 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
				丸の内ビル新築工事の内足場仮設工事	〃	半田五郎	主任技術者	7,500 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
				豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	北海道愛別町	岡崎三男	主任技術者	6,300 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
				栄ビル新築工事の内くい打工事	北海道札幌市	豊田一郎	主任技術者	5,100 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
				一般国道99号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	主任技術者	2,000 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
				一般国道100号線道路改良工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	主任技術者	1,800 千円	千円	令和〇〇年×月	令和〇〇年×月
				1. 元請工事に係る完成工事の合計額の7割を超えて記載				千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
				A~Cの合計額 ≥ Yの7割				千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
				A~Dの合計額 ≥ Xの7割				千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
				ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額 (A~C)				千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
				ページごとの完成工事高の合計額 (A~I)				千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
				…「軽微な工事」				千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
				ページごとの完成工事高の合計額 (A~I)				千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
				全ての完成工事高の合計額				千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
				小計		9 件	193,900 千円	163,200 千円	うち 元請工事		
				合計		52 件	270,000 千円	233,000 千円	うち 元請工事		
				元請工事に係る完成工事高の合計額							



■工事経歴書を作成する際の注意事項…

- 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意してください。
例：注文者が「開発太郎」の場合 "K"
- 「工事名」の欄の工事名称は、請負契約書等に記載されている工事名称を、そのまま正確に記載してください（契約書等記載の工事名称を勝手に略したり、変更したりしてはいけません）。
- 「配置技術者」の欄は、完成工事については、工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載してください。
- 「請負代金の額」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額（甲型）又は分担した工事の額（乙型）を記載してください。
また、工事進行基準を採用している場合には、「請負代金の額」の欄に、当該工事進行基準が適用される完成工事についての完成工事高を " () " 括弧書きで付記してください。

※工事進行基準による完成工事高の記載例

完成工事高	
(100,000)	上段：工事進行基準による完成工事高
350,000 千円	下段：全体の契約額

- 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計、完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計、「プレストレストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」又は「鋼橋上部工事」についての請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載してください。
- 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計、完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計、「プレストレストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」又は「鋼橋上部工事」についての請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載してください。

Ⅳ. その他

1 再審査の申し立てについて

行政（審査）庁側の誤り等により結果通知書（経営事項審査）の内容が、申請内容と異なる場合

国土交通大臣が定める経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る）が改正された場合

結果通知書を受領した日から**30日以内**であれば、**再審査の申し立て**ができます（登録経営状況分析機関が行った経営状況を含まない）。ただし、申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、“**申請者の責任に帰する案件**”については、**再審査の対象となりません**。

当該改正前の基準に基づく結果通知を受けた申請者は、当該改正の日から**120日以内**であれば、行政（審査）庁に**再審査の申し立て**ができます。審査基準の改正があった場合は、北海道開発局ホームページ等でお知らせいたします。

申請時には書類の記載事項等十分確認してから提出してください。結果通知書受領後は、速やかに申請書記載内容との確認をお願いいたします。

2 経営事項審査結果の公表について

経営事項審査結果は、公共工事入札参加希望者選定手続きの透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から、公表を行っています。

公表している内容は、申請した建設業者本人に通知された内容と同様、総合評定値及び完成工事高等の審査項目ごとの数値・評点とし、経営事項審査の結果通知書の写しとなっています。

公表及び閲覧は、一般財団法人建設業情報管理センターに委託しており、同センターのホームページ上から閲覧可能（結果通知書発行日から約30日後）です。

<http://www.ciic.or.jp/>

検索エンジンで

経営事項審査結果

検索

3 虚偽申請の罰則規定及び行政処分について

経営事項審査においては、下記に該当する行為をした場合には罰則（懲役又は罰金）に処せられることがあります（法第50条第1項第4号、第52条第4号、第53条）。

1. 申請書類に虚偽の記載をして提出したもの。
2. 審査に必要な報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したもの。

また、申請書類に虚偽の記載をして提出した結果得た結果通知書を各発注機関に提出した場合等、請負契約に関し不誠実な行為をした場合には、許可行政庁より指示又は営業停止（行政処分）に処せられることがあります（法第28条第1項第2号、第28条第1項第3号）。

⚠️ 完成工事高水増し等の虚偽申請 → 30日間の営業停止処分 など

4 特殊な経営事項審査について

特殊な事例（合併、譲渡、分割、経営再建等）で経営事項審査を受審する場合は、経営状況分析を申請する前にP23のお問い合わせ先までご相談ください。

申請方法、提出書類等を含め”通常”の手続きとは異なります。

また、企業集団（グループ経審、連結経審）及び持株会社の子会社に係る経営事項審査（持株会社化経審）については、事前に国土交通大臣の認定が必要です。

詳細は、国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課【03-5253-8111(代)】までお問い合わせください。

5 経営事項審査に係る個人情報の取り扱いについて

[1] 申請に係る個人情報の利用目的等

国土交通大臣が、建設業法第27条の26の規定に基づく経営規模等評価の申請書及び第27条の29の規定に基づく総合評価値の請求（以下「経営事項審査申請等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 経営事項審査申請等の審査業務
2. 経営事項審査申請等を行った者に対する指導監督等の事務

[2] 結果に係る個人情報の利用目的等

国土交通大臣が、経営事項審査申請等により提出された申請等の審査結果（以下、「経営事項審査結果」という。）につき作成する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 国、地方公共団体及び建設業法施行令第27条の2に規定する法人に対する経営事項審査結果の通知（公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。）
2. 経営事項審査結果の公表及び閲覧（公表及び閲覧は、一般財団法人建設業情報管理センターに委任しており、同センターにおいて行っております。）
3. 経営事項審査結果を受けた者に対する指導監督等の事務
4. 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項に規定する次の利用又は提供
 - ①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - ②国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ③他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ④専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき
 - ⑤本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
 - ⑥その他提供することについて特別の理由があるときの提供

6 登録経営状況分析機関一覧表

経営事項審査に必要な経営状況分析（Y）については、建設業法の規定に基づき国土交通省の登録を受けた機関（以下「登録経営状況分析機関」という。）が行うこととなっています。

なお、経営状況の分析の申請の時期及び方法等は、それぞれの登録経営状況分析機関にお問い合わせください。

（令和6年3月現在）

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町14-1	03-6661-6663
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)NKI	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

7 登録経理講習の実施機関一覧表

（令和3年8月現在）

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業振興基金	東京都港区虎ノ門4丁目2番12号	03-5473-4581

8 お問い合わせ先

国土交通大臣許可業者（北海道開発局）の経営事項審査の申請方法、結果通知書等に関するお問い合わせはこちらまで

国土交通省 北海道開発局 事業振興部 建設産業課（経営事項審査担当）

TEL：011-709-2311（内線）5848

FAX：011-738-0235

〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎

北海道開発局のホームページに経営事項審査の最新情報が掲載されております。

<http://hkdmilit.go.jp/>

経営事項審査

検索

9 経営事項審査についてよくいただくご質問

Q1 建設工事の業種区分（29業種）の考え方を教えてください。

- A1 建設業法では建設業を29業種にわけており、許可事務ガイドライン等でどのような業種がどのような建設工事に対応するかを示しております。詳しくは、P25～30の建設業法による建設工事の業種区分一覧表を参照してください。

■間違いやすいのでご注意ください。

「土木一式工事」と「建築一式工事」は、他の27業種の「専門工事」とは異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事とされています。したがって、個別の専門工事として施工が可能である工事は、「一式工事」には該当しません。

また、「一式工事」の許可を受けた業者が、他の「専門工事」を単独で請け負う場合は、その「専門工事」の許可を受けなければなりません。

なお、主たる工事として施工する専門工事において、附带的に発生する他の専門工事（「附帯工事」という。例えば、屋根工事における塗装工事等）が含まれたとしても、主たる工事の業種で判断されます。

Q2 下請で工事を請け負いましたが、その工事は「一式工事」（土木一式又は建築一式）として申請してもよろしいでしょうか？

- A2 下請工事であっても、当該工事が「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物（又は建築物）を建設する工事」に当たる場合においては、告示等（法第2条（定義）関係）上、一式工事と判定されることとなりますが、告示等において記載されている「総合的な企画、指導、調整」については、一括下請負禁止規定等との兼ね合いから、民間工事における合法的な一括下請負のケースを除いては、下請工事に関し、一式工事に該当する事例は、極めて少ないと思われます。

ただし、可能性としては低いものの、下請工事であっても、告示の条件を満たし、一式工事として判定され得るものが存在する可能性自体は否定できません。下請工事でありながら一式工事としての要件を備える事例があれば、当局（P23参照）までお問い合わせください。

なお、一括下請負を行った建設業者は、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高に当該工事に係る金額を含むことは認められておりません（損益計算書（様式第16号）については、「兼業事業売上高」に計上します）。

Q3 「…定期点検業務委託」、「…保守」等の件名の工事がありますが、これらは経営事項審査の完成工事高に計上することができますか？

- A3 工事の定義は建設業法により行います（建設業法第2条）。この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず建設工事の完成を請け負う営業をいいます。例えば、除雪、除草（剪定）、維持管理・保守点検、業務、調査、点検、部品の交換、物品の販売等は「建設工事の完成を請け負う営業」の定義からはずれるため、原則、完成工事高に計上できません。

ただし、建設業法第24条に規定されているとおり、委託その他何らかの名義をもってするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約となります。

「件名」において建設工事に該当するかしないか判断されるものでなく、発注者とどういった内容の契約をしたかで判断されることとなります。

Q4 申請書別紙一の「その他工事」には何を計上するのですか？

- A4 許可を受けていない業種及び許可は有しているが経営事項審査を受審しない業種の工事を計上することとなります。ただし、あくまで計上できるのは「建設工事」であり、建設工事ではない兼業売上を計上してはいけません。

また、「その他工事」を計上する場合にも、その該当業種ごとに工事経歴書を作成する必要がありますのでご注意ください。

なお、500万円以上（建築一式は1,500万円以上）の工事を請け負う場合には、建設業の許可が必要となりますから、建設業の許可を受けていない業種では、「その他工事」に1件の請負金額が500万円以上の工事が計上されることはありません。

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日 建設省告示第350号	平成13年4月3日 国総建第97号	平成13年4月3日 国総建第97号
1 土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造または解体する工事を含む。以下同じ。)		①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
2 建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
3 大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4 左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆、くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
5 とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	イ.足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等によるの運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ.くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ.土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ.コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ.その他基礎的ないしは準備的工事	イ.とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ.くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ.土工、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ.コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ.地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は次のとおりである。 ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。 ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。 ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリート積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄工工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ③「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。

建設業法による建設工事の業種区分一覧表

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方	
法律別表第一 (上欄)	法律別表第一 (下欄)	昭和47年3月8日 建設省告示 第350号	平成13年4月3日 国総建第9 7号	平成13年4月3日 国総建第97号	
5	とび・土工・ コンクリート 工事 (続き)			<p>⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。</p> <p>⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。</p> <p>⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。</p> <p>⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p> <p>⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく、『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。</p>	
6	石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリート ブロック及び擬石を含む。)の加工 又は積方により工作物を築造 し、又は工作物に石材を取付ける 工事	石積み(張り)工事、コンクリート ブロック積み(張り)工事	<p>『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み」(張り)工事間の区分の考え方は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。 ・ 建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。 ・ コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリート積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
7	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により 屋根をふく工事	屋根ふき工事	<p>① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。</p> <p>② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。</p> <p>③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p>
8	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、 構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込 線工事、変電設備工事、構内電気 設備(非常用電気設備を含む。)工事、 照明設備工事、電車線工事、信号 設備工事、ネオン装置工事	<p>① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p> <p>② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日 建設省告示第350号	平成13年4月3日 国総建第97号	平成13年4月3日 国総建第97号
9 管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空調調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、配置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
10 タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み」(張り)工事間の区分の考え方は次のとおりである。 ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。 ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。 ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリート積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日 建設省告示第350号	平成13年4月3日 国総建第97号	平成13年4月3日 国総建第97号
11 鋼構造物工事	鋼構造物工業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
12 鉄筋工事	鉄筋工業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある
13 舗装工事	舗装工業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
14 しゅんせつ工事	しゅんせつ工事用	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15 板金工事	板金工業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の内装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16 ガラス工事	ガラス工業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
17 塗装工事	塗装工業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18 防水工事	防水工業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は、左官工業と防水工業のどちらの業種の許可でも施工可能である。
19 内装仕上工事	内装仕上工業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③「たたみ工事」とは、探寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

建設業法による建設工事の業種区分一覧表

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
	法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日 建設省告示第350号	平成13年4月3日 国総建第97号	平成13年4月3日 国総建第97号
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。 ③「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
22	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備、等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	①既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
23	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	①「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上等壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	

建設業法による建設工事の業種区分一覧表

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日 建設省告示第350号	平成13年4月3日 国総建第97号	平成13年4月3日 国総建第97号
26 水道施設工事	水道施設事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
27 消防施設工事	消防施設事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしこ、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	①『金属製避難はしこ』とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしこであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28 清掃施設工事	清掃施設事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29 解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。

各種コード表（その1）

○ 20001帳票 [項番02] 「申請時の許可番号」・ [項番03] 「前回の申請時の許可番号」

コード	許可行政庁	コード	許可行政庁	コード	許可行政庁	コード	許可行政庁
00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

○ 20001帳票 [項番05] 「申請等の区分」

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

○ 20001帳票 [項番06] 「処理の区分」の左欄

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和3年3月31日)より前の日(令和2年11月1日)に申請するとき

○ 20001帳票 [項番06] 「処理の区分」の右欄

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業手段に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受け申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受け申請する場合

各種コード表（その2）

○ 20001帳票 [項番15] 「許可を受けている建設業」

一般建設業	1	特定建設業	2
-------	---	-------	---

○ 20001帳票 [項番15] 「許可を受けている建設業の略号」

略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類
(土)	土木工事業	(鋼)	鋼構造物工事業	(絶)	熱絶縁工事業
(建)	建築工事業	(筋)	鉄筋工事業	(通)	電気通信工事業
(大)	大工工事業	(ほ)	舗装工事業	(園)	造園工事業
(左)	左官工事業	(しゅ)	しゅんせつ工事業	(井)	さく井工事業
(と)	とび・土工工事業	(板)	板金工事業	(具)	建具工事業
(石)	石工事業	(ガ)	ガラス工事業	(水)	水道施設工事業
(屋)	屋根工事業	(塗)	塗装工事業	(消)	消防施設工事業
(電)	電気工事業	(防)	防水工事業	(清)	清掃施設工事業
(管)	管工事業	(内)	内装仕上工事業	(解)	解体工事業
(タ)	タイル・れんが・ブロック工事業	(機)	機械器具設置工事業		

○ 20002帳票 [項番31] 「業種コード」

略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事		消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

○ 20005帳票 [項番81] 「業種コード」

略号	建設業の種類			略号	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

※審査基準日が令和5年7月1日以降の申請で使用されるコード表

技術職員 有資格区分コード表 (経営規模等評価申請/技術職員名簿)

(1/2)

(配点) 「5」…5点 「4」…4点 「3」…3点 「2」…2点 「1」…1点 「1※」(合格後 実務経験3年)…1点(※3) 「1○」(合格後 実務経験5年)…1点(※3)

コード	資格区分	加 点 対 象 業 種																												
		01 土	02 建	03 大	04 左	05 と	06 石	07 屋	08 電	09 管	10 夕	11 銅	12 筋	13 ほ	14 し	15 板	16 力	17 塗	18 防	19 内	20 機	21 絶	22 通	23 園	24 井	25 具	26 水	27 消	28 清	29 解
001	法第7条第2号イ該当【実務経験：指定学科卒業後 3年又は5年】	実務経験を有する2業種以内に限り1点ずつ配点																												
002	法第7条第2号ロ該当【実務経験：10年経験】	実務経験を有する2業種以内に限り1点ずつ配点																												
003	法第15条第2号ハ該当【同号イと同等以上：大臣認定者】	実務経験を有する2業種以内に限り1点ずつ配点																												
004	法第15条第2号ニ該当【同号ロと同等以上：大臣認定者】	実務経験を有する2業種以内に限り1点ずつ配点																												
005	監視技術者を補佐する資格を有する者 ※1	監視技術者を補佐する資格を有する2業種以内に限り4点ずつ配点																												

コード	資格区分	加 点 対 象 業 種																													
		01 土	02 建	03 大	04 左	05 と	06 石	07 屋	08 電	09 管	10 夕	11 銅	12 筋	13 ほ	14 し	15 板	16 力	17 塗	18 防	19 内	20 機	21 絶	22 通	23 園	24 井	25 具	26 水	27 消	28 清	29 解	
111	1級建設機械施工管理技術士	5				5									5																
212	2級建設機械施工管理技術士 (第1種～第6種)	2				2									2																
113	1級土木施工管理技術士	5			1※	5	5	1※			1※	5	1※	5	5				5	1※		1※		1※		1※	5	1※	5		
11H	1級土木施工管理技術士補				1※	1※	1※	1※			1※	1※	1※		1※	1※			1※	1※		1※		1※		1※	1※	1※	1※	1※	
214	2級土木施工管理技術士	2			1○	2	2	1○			1○	2	1○	2	2				1○	1○		1○		1○		1○	2	1○	2		
21J	2級土木施工管理技術士補				1○	1○	1○	1○			1○	1○	1○	1○	1○				1○	1○		1○		1○		1○	1○	1○	1○	1○	
215	2級土木施工管理技術士				1○	1○	1○	1○			1○	1○	1○	1○	1○				2	1○		1○		1○		1○	1○	1○	1○	1○	
21K	2級土木施工管理技術士補				1○	1○	1○	1○			1○	1○	1○	1○	1○				1○	1○		1○		1○		1○	1○	1○	1○	1○	
216	2級土木施工管理技術士				1○	2	1○	1○			1○	1○	1○	1○	1○				1○	1○		1○		1○		1○	1○	1○	1○	1○	
21L	2級土木施工管理技術士補				1○	1○	1○	1○			1○	1○	1○	1○	1○				1○	1○		1○		1○		1○	1○	1○	1○	1○	
120	1級建築施工管理技術士	5	5	5	5	5	5			5	5	5			5	5	5	5	5	5	1※	5				5	1※	1※	1※	5	
12C	1級建築施工管理技術士補				1※	1※	1※	1※	1※			1※	1※			1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※				1※	1※	1※	1※	1※
221	2級建築施工管理技術士	2	1○	1○	1○	1○	1○			1○	1○				1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○				1○	1○	1○	1○	2	
222	2級建築施工管理技術士				2	1○	2	1○	1○			2	2	2				1○	1○	1○	1○	1○	1○				1○	1○	1○	1○	2
223	2級建築施工管理技術士補				1○	1○	1○	1○	1○			1○	1○			1○	2	2	2	2	1○	1○					2	1○	1○	1○	2
127	1級電気工事施工管理技術士									5													5							5	
12E	1級電気工事施工管理技術士補																													1※	
228	2級電気工事施工管理技術士									2																				1○	
22F	2級電気工事施工管理技術士補																													1○	
129	1級管工事施工管理技術士									5					1※	1※	1※						1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※	
12G	1級管工事施工管理技術士補														1※	1※	1※						1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※	
230	2級管工事施工管理技術士									2					1○	1○	1○						1○	1○		1○	1○	1○	1○	1○	
23A	2級管工事施工管理技術士補														1○	1○	1○						1○	1○		1○	1○	1○	1○	1○	
131	1級電気通信工事施工管理技術士																													5	
232	2級電気通信工事施工管理技術士																													2	
133	1級造園施工管理技術士					1※	1※	1※	1※			1※	1※	1※										1※	1※	5	1※	1※	1※	1※	1※
13D	1級造園施工管理技術士補					1※	1※	1※	1※			1※	1※	1※										1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※
234	2級造園施工管理技術士					1○	1○	1○	1○			1○	1○	1○	1○									1○	1○		1○	1○	1○	1○	1○
23E	2級造園施工管理技術士補					1○	1○	1○	1○			1○	1○	1○	1○									1○	1○		1○	1○	1○	1○	1○
137	1級建築士	5	5					5			5	5											5								
238	2級建築士	2	2					2			2												2								
239	木造建築士				2																										
141	建設・総合技術監理(建設)	5				5			5						5	5										5				5	
142	建設「開掘造及びクワット」・総合技術監理(建設「開掘造及びクワット」)	5				5			5						5	5										5				5	
143	農業「農業農村工学」・総合技術監理「農業-農業農村工学」	5				5																									
144	電気電子・総合技術監理「電気電子」									5																					
145	機械・総合技術監理(機械)																														
146	機械「防振機器」又は「動力工ネルギー一機組」・総合技術監理(機械「防振機器」又は「動力工ネルギー一機組」)										5																				
147	上下水道・総合技術監理(上下水道)										5																				
148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)										5																				
149	水産「水産土木」・総合技術監理「水産(水産土木)」	5				5																									
150	森林「林業・林産」・総合技術監理(森林「林業・林産」)																														
151	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	5				5																									
152	衛生工学・総合技術監理「衛生工学」																														
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)																														
154	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物・資源循環」)																														
155	第1種電気工事士									2																					
256	第2種電気工事士									1																					
258	電気主任技術者 (第1種～第3種)									1																					
259	電気通信主任技術者																													1	
235	工事担任者 ※2																													1	
265	給水装置工事主任技術者																														
168	甲種消防設備士										1																			2	
169	乙種消防設備士																													2	

(備考) 資格区分右側の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に建設業法第7条第2号ハ該当となるために必要とされている実務経験年数

※1 1級技術士補の資格を有するだけでは「監視技術者を補佐する者」とはならず、主任技術者要件も満たす必要がありますので、ご注意ください。

※2 工事担任者は、令和3年4月1日以降の試験あるいは養成課程等を経た、第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者または総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限ります。

※3 「1※」及び「1○」は、令和5年7月1日以降に審査基準日を迎える申請から加算対象となります。

※審査基準日が令和5年7月1日
以降の申請で使用できるコード表

技術職員 有資格区分コード表
(経営規模等評価申請/技術職員名簿)

(2/2)

(配点) 「5」…5点 「4」…4点 「3」…3点 「2」…2点 「1」…1点 「1※」(合格後 実務経験3年)…1点(※3) 「1○」(合格後 実務経験5年)…1点(※3)

コード	資格区分	加 点 対 象 業 種																												
		01 土	02 建	03 大	04 左	05 と	06 石	07 屋	08 電	09 管	10 夕	11 銅	12 筋	13 ほ	14 し	15 板	16 力	17 塗	18 防	19 内	20 機	21 絶	22 通	23 園	24 井	25 具	26 水	27 消	28 清	29 解
171	建築大工 (1級)			2																										
271	建築大工 (2級)	【※】		1																										
164	型枠施工 (1級)			2		2																								
264	型枠施工 (2級)	【※】		1		1																								
172	左官 (1級)				2																									
272	左官 (2級)	【※】			1																									
157	とび・とび工 (1級)					2																								2
257	とび・とび工 (2級)	【※】				1																								1
173	コンクリート圧送施工 (1級)					2																								
273	コンクリート圧送施工 (2級)	【※】				1																								
166	ウェルポイント施工 (1級)					2																								
266	ウェルポイント施工 (2級)	【※】				1																								
174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管 (1級)								2																					
274	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管 (2級)	【※】							1																					
175	給排水衛生設備配管 (1級)								2																					
275	給排水衛生設備配管 (2級)	【※】							1																					
176	配管・配管工 (1級)									2																				
276	配管・配管工 (2級)	【※】								1																				
170	建築板金「ダクト板金作業」 (1級)							2	2							2														
270	建築板金「ダクト板金作業」 (2級)	【※】						1	1							1														
177	タイル張り・タイル張り工 (1級)										2																			
277	タイル張り・タイル張り工 (2級)	【※】									1																			
178	築炉・築炉工 (1級)・れんが積み										2																			
278	築炉・築炉工 (2級)	【※】									1																			
179	ブロック建築・ブロック建築工 (1級)・コンクリート積みブロック施工					2				2																				
279	ブロック建築・ブロック建築工 (2級)	【※】				1				1																				
180	石工・石材施工・石積み (1級)					2																								
280	石工・石材施工・石積み (2級)	【※】				1																								
181	鉄工・製罐 (1級)											2																		
281	鉄工・製罐 (2級)	【※】										1																		
182	鉄筋組立て・鉄筋施工 (1級)												2																	
282	鉄筋組立て・鉄筋施工 (2級)	【※】											1																	
183	工場板金 (1級)																2													
283	工場板金 (2級)	【※】															1													
184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金「建築板金作業」 (1級)					2											2													
284	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金「建築板金作業」 (2級)	【※】				1											1													
185	板金・板金工・打出し板金 (1級)																	2												
285	板金・板金工・打出し板金 (2級)	【※】																1												
186	かわらぶき・スレート施工 (1級)							2																						
286	かわらぶき・スレート施工 (2級)	【※】						1																						
187	ガラス施工 (1級)																2													
287	ガラス施工 (2級)	【※】															1													
188	塗装・木工塗装・木工塗装工 (1級)																	2												
288	塗装・木工塗装・木工塗装工 (2級)	【※】																1												
189	建築塗装・建築塗装工 (1級)																	2												
289	建築塗装・建築塗装工 (2級)	【※】																1												
190	金属塗装・金属塗装工 (1級)																	2												
290	金属塗装・金属塗装工 (2級)	【※】																1												
191	噴霧塗装 (1級)																	2												
291	噴霧塗装 (2級)	【※】																1												
167	路面標示施工																	2												
192	畳製作・畳工 (1級)																				2									
292	畳製作・畳工 (2級)	【※】																			1									
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・塗装・養生・養生工 (1級)																					2								
293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・塗装・養生・養生工 (2級)	【※】																				1								
194	熱絶縁施工 (1級)																					2								
294	熱絶縁施工 (2級)	【※】																				1								
195	建築製作・建築工・木工 (選択科目「建築製作作業」)・カーテンウォール施工・サッシ施工 (1級)																									2				
295	建築製作・建築工・木工 (選択科目「建築製作作業」)・カーテンウォール施工・サッシ施工 (2級)	【※】																								1				
196	造園 (1級)																							2						
296	造園 (2級)	【※】																							1					
197	防水施工 (1級)																			2										
297	防水施工 (2級)	【※】																			1									
198	さく井 (1級)																									2				
298	さく井 (2級)	【※】																								1				
061	地すべり防止工事	【1年】				1																					1			
040	基礎くい工事					2																								
062	建築設備士	【1年】							1	1																				
063	計装	【1年】							1	1																				
060	解体工事																													2
064	基幹技能者																													
703	認定能力評価基準によりレベル3と判定された者																													
704	認定能力評価基準によりレベル4と判定された者																													
099	その他																													

(備考) 資格区分右側の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に建設業法第7条第2号ハ該当となるために必要とされている実務経験年数

経営事項審査に係る「確認書類」一覧表 【国土交通大臣許可（北海道開発局）業者用】（1/2）

（令和6年3月（令和7年5月補記））

チェック	確認書類	備考	
<input type="checkbox"/>	1 審査対象年度 ・消費税確定申告書及び消費税確定申告書付表2 ・税目「消費税及地方消費税」の納税証明書（その1）		
<input type="checkbox"/>	2 審査対象年度 ・工事経歴書（様式第2号）に記載されている工事に係る工事請負契約書又は注文書・請書 ※業種ごとに元請・下請の区分なく、記載順に上から3件（3件に満たない場合は全て）	JV受注工事が含まれる場合は、JV協定書も提出すること	
<input type="checkbox"/>	3 審査対象年度 ・法人税確定申告書別表十六（一）及び（二）他の写し	減価償却実施額の該当箇所に下線を付けること	
<input type="checkbox"/>	4 技術職員及び公認会計士等（16）に計上している方の常勤性等の証明	以下の資料（常勤性の証明①～②）の”いずれか” ①健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面 ②住民税特別徴収税額を通知する書面 以下の資料（雇用期間の証明③～⑤）の”いずれか” ③事業所の名称が記載された健康保険被保険者証（審査基準日において有効期限内のもの） ※あらかじめ被保険者記号・番号部分にマスキングを施した状態で提出すること。 ※健康保険組合が発行する資格確認書は不可 ④雇用保険被保険者資格取得確認通知書 ⑤審査基準日時点における所属企業発行の雇用証明書（雇用年月日、雇用条件（雇用期間、就業条件、社会保険加入状況、雇用保険適用の状況、退職に関する事項）が記載されていること） 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者 ・継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号） ・継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則 ※労働基準監督署の受付印のある表紙、定年及び継続雇用制度について記載のある員のみでも可	審査基準日の直前に発行・作成されたもの 余白に下記のとおり記載 ・新規掲載者は”新” ・技術職員名簿掲載者は員と通番（例：3-17） ・公認会計士等は通番（例：経-1）
<input type="checkbox"/>	5 技術職員の資格等の証明	技術職員名簿に記載されている職員に係る検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面 ①合格証等（前年度の経審において技術職員名簿に記載されている場合等は省略可（ただし有効期限の定めのあるものは省略不可）） ②監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証 ※審査基準日現在において監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していないこと。	技術職員名簿の記載順に、1人の技術者ごとに合格証等、監理技術者資格者証、講習修了証の順にセットすること
<input type="checkbox"/>	6 [項番41] 雇用保険加入	①労働保険概算・確定保険料申告書 ②①により申告した保険料の納入に係る領収済通知書（労働保険組合が発行した納入告知書・計算書と領収書でも可）	審査基準日を含む期のもの
<input type="checkbox"/>	7 [項番42] 健康保険加入	保険料の納入に係る領収証書（納入証明書でも可）	審査基準日を含む月のもの
<input type="checkbox"/>	8 [項番43] 厚生年金保険加入	保険料の納入に係る領収証書	審査基準日を含む月のもの
<input type="checkbox"/>	9 [項番44] 建設業退職金共済制度加入	建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査申請用）	審査基準日に加入していることが証明できるもの
<input type="checkbox"/>	10 [項番45] 退職一時金若しくは企業年金制度導入	以下の資料（退職一時金①～③又は企業年金④～⑦）の”いずれか” ①中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面 ②特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面 ③労働基準監督署の受付印のある就業規則又は労働協約（退職金に関する規定部分も含めて提出すること） ④厚生年金基金への加入を証明する書面 ⑤適格退職年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面 ⑥確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面 ⑦資産管理運用機関との間の契約書	審査基準日に導入していることが証明できるもの
<input type="checkbox"/>	11 [項番46] 法定外労働災害補償制度加入	以下の資料（①～⑤）の”いずれか” ①（公財）建設業福祉共済団体の加入を証明する書面 ②（一社）全国建設業労災互助会への加入を証明する書面 ③（一社）全国労働保険事務組合連合会への加入を証明する書面 ④中小企業等協同組合法に基づき共済事業を行うものの労働災害補償制度への加入を証明する書面 ⑤労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券又は加入を証明する書面 ※次の要件のすべてを満たすものであること。 ・業務災害及び通勤災害のいずれも対象であること。 ・死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までを補償していること。 ・直接雇用関係にある職員及び下請負人（数字の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員のすべてが対象となっていること。	審査基準日に加入していることが証明できるもの
<input type="checkbox"/>	12 [項番49] CPD単位の取得数	審査基準日以前1年間に、技術者が取得したCPD単位数を証する書面 ※技術職員名簿に記載のない技術者で、CPD単位を取得したものがいる場合は、次のものを提出すること。 ・「CPD単位を取得した技術者名簿」（様式第4号） ・「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載の技術者に係る、常勤性及び雇用期間を証明する書面並びに検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面	余白に下記のとおり記載 ・技術職員名簿のページと通番（例：3-17） ・CPD単位を取得した技術者名簿の通番（例：技-5）
<input type="checkbox"/>	13 [項番50] 技能レベルの向上者数	①「技能者名簿」（様式第5号） ②認定能力評価基準により、職員が受けた評価を証する書面 ③（技能者数を示すものとして）審査基準日において稼働している工事に係る施工体制台帳の作業員名簿 ④「技能者名簿」に記載の技能者に係る、常勤性及び雇用期間を証明する書面	

次ページへ続く

経営事項審査に係る「確認書類」一覧表 【国土交通大臣許可（北海道開発局）業者用】（2/2）

（令和6年3月（令和7年5月補記））

<input type="checkbox"/>	14	[項番51～53] ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	・審査基準日以前に各認定（えるほし・くろみん・ユースエール認定等）を取得していることを証する書面（基準適合一般事業主認定通知書等）の写し ・審査基準日において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められていることが確認できる資料（厚生労働省の公表資料やデータベース等の写し）	
<input type="checkbox"/>	15	[項番54] 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことの誓約書（様式第6号）	令和5年8月14日以降に審査基準日を迎える申請から審査対象
<input type="checkbox"/>	16	[項番56] 民事再生法又は会社更生法の適用	「再生手続又は更正手続開始決定日」、「再生計画又は再生計画認可日」及び「再生手続又は更正手続終結決定日」を確認することができる書類	
<input type="checkbox"/>	17	[項番57] 防災協定の締結	以下の資料（①～②）の”いずれか” ①申請者が国、特殊法人等又は地方公共団体と、直接協定を締結している場合は防災協定書 ②申請者加入の団体等が国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している場合は、加入証明書及び活動内容が確認できるもの（協定書・活動計画書等）	審査基準日時点で有効な協定であることが証明できるもの
<input type="checkbox"/>	18	[項番58・59] 法令遵守の状況	営業停止命令書若しくは指示書（法第28条に基づく処分） ※審査事業対象年度の一年間の状況	発注者が行う指名停止等は該当しません
<input type="checkbox"/>	19	[項番60] 監査の受審状況	以下の資料（①～③）の”いずれか” ①有価証券報告書若しくは監査証明書 ②会計参与報告書 ③建設業の経理実務の責任者（社内常勤）のうち公認会計士、税理士及び1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者又は1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者が、「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自ら署名を付したもの	
<input type="checkbox"/>	20	[項番61・62] ・公認会計士等の数 ・二級登録経理試験合格者等の数	・（公認会計士）公認会計士法第28条の規定による研修の受講を証明する書面 ・（税理士）所属税理士会が認定する研修の受講を証明する書面 ・（1級又は2級登録経理試験の合格者）合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない合格を証明する書面 ・（1級又は2級登録経理講習の受講者）講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない講習受講を証明する書面 ※平成28年度以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者であっても、審査基準日が令和5年3月31日までの申請については、引き続き経営事項審査の評価対象となります	4の常勤性の証明も必要になります
<input type="checkbox"/>	21	[項番63] 研究開発費の状況	注記表（様式第17号の2）	[項番60]で「1」を選択した場合のみになります
<input type="checkbox"/>	22	[項番64] 建設機械の保有状況	①建設機械の保有状況一覧表 ②売買契約書又はリース契約書（リース契約書は審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているものに限る） ③以下の書類を提出 ・特定自主検査記録表 ヨバル系掘削機（ヨバル、バックホ、ドラグライ、クムビル、クルン又はバイルドライバの7種）を有するもの、ブルドーザー（自重3ト以上）、トラクタヨバル（バケット容量0.4立法メートル以上）、モーターグレーダー（自重5ト以上）、締固め用機械（ロードローラー、ハンドガイドローラー、タイヤローラー及び振動ローラー）、解体用機械（油圧ブレーカ、空圧ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）、高所作業車（作業床の高さが2m以上） ・自動車検査証と自動車検査証記録事項 タンク・タンクフルトラ・タンクセトル（「車体の形状」欄に左記の記載があるもの（土砂等以外のものを積載物とするものは除く）） ・製造時等検査証又は性能検査証 移動式クレーン（つり上げ荷重3ト以上）	一覧表の記載順に、1台の機械ごとに契約書、検査記録表の順にセットすること（契約書、検査記録表、自動車検査証は審査基準日時点で有効なものであること） ※前審査対象事業年度以前に申請済みの場合であっても契約書は省略できません
<input type="checkbox"/>	23	[項番65～67] 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証または登録の状況	エコアクション21、ISO9001、ISO14001の登録証及び付属書（認証範囲を確認することができる書面） ※次の要件のすべてを満たすものであること。 ・認証範囲に建設業が含まれていること ・建設業法上の主たる営業所及び従たる営業所の全てが認証範囲に含まれていること	

※1 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

※2 「確認書類」は返却いたしませんので、原本ではなく必ず写し（コピー等）を提出してください。